参考資料1

八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～進捗管理票

取り組み内容		該当事業等（取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元実績値
基本目標Ⅰあらゆる分野における女性の活躍推進												
基本課題（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進												
施策1．ワーク・ライフ・バランスへの理解促進												
1　ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	仕事と家庭生活の両立を図り、地域社会にも参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に取り組みます。	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれだより」やホームページを活用し、仕事と子育て・介護等との両立やライフスタイルに応じた多様な働き方啓発など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行う。 男女共同参画センター「すみれ」において、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る講座を開催する。	環境保全課と共催でライトダウンキャンペーンを実施し、地球温暖化防止の取り組みに合わせ、ワーク・ライフ・バランス（働き方の見直し）について呼びかけを行った。 男女共同参画センター「すみれ」において、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る講座を実施した。	類似の講座や取り組みが庁内及び関係機関で実施されていることを踏まえ、より効果的効率的に取り組みを推進する観点から、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。	取り組みの趣旨に合致する庁内及び関係機関の講座等を集約し、公民連携により効果的に情報発信することで、全庁的な男女共同参画にかかる取り組みの促進につなげる。	すみれの講座参加者数	890	人	913	659
		こどもいきいき未来計画推進事業	こども政策課	次世代育成支援対策推進法に基づき策定した、八尾市こどもいきいき未来計画（第2期八尾市次世代育成支援行動計画）のもと、ワーク・ライフ・バランスや仕事と子育ての両立支援を含めた各種子ども・子育て支援にかかる取り組みを推進する。	八尾市こどもいきいき未来計画（第2期八尾市次世代育成支援行動計画）において具体的施策の一つである「ワーク・ライフ・バランスの推進」を含めた各種子ども・子育て支援施策の推進、及び令和2年度を始期とする後期計画の策定に関し、さまざまな立場からの意見を聴取するため、子ども・子育て会議を開催した。	多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実を図るため、関係各課及び施設等との調整を図る必要がある。	八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画第2期八尾市次世代育成支援行動計画）のもと、引き続き、子ども・子育て会議における協議及び計画進捗管理を着実に履行する。	子ども・子育て会議開催回数	2	回	4	6
		事業所向け普及啓発	労働支援課	八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた普及啓発に取り組む。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。	八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用など多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施する。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架することで、加入促進及び啓発を行う。	八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数	188	事業所	134	132
2　働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備	これまでの働き方を見直し、性別による固定的な役割分担意識の解消等による職場風土の改革やマタニティ・ハラスメント等のさまざまなハラスメントが起こらないよう、事業者に対して働きかけます。	女性の職業生活における活躍推進会議	女性活躍推進室 労働支援課	女性の職業生活における活躍を推進するため、労働支援課とともに、女性の就職・再就職や働く女性の処遇改善、企業内の女性の活躍推進、仕事と家庭の両立といったテーマについて、八尾市在住のさまざまなライフステージにある女性の意見やニーズに基づき、女性が活躍できる具体的かつ実効性のある取り組みについて検討を進める。	（平成29年度末をもって女性の職業生活における活躍推進会議を終了） 男女共同参画審議会において引き続き検討を行った。	令和元年度に実施した男女共同参画についての市民意識調査結果をもとに現状を分析する必要がある。	現状を踏まえ、令和2年度に実施する「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画」の見直しに合わせ、取り組み内容を精査する。	女性活躍推進会議の開催回数	2	回	1	2
		男女共同参画研修	女性活躍推進室	男女共同参画を進めるためには、職員一人ひとりが男女共同参画を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って業務にあたることが重要であり、職員の男女共同参画意識を高めることを目的に、研修を実施する。	男女共同参画研修を実施した。 「職場における女性活躍～すべての職員がいきいきと働くために～」（近畿大学教授　奥田　祥子氏）参加者68名	職員一人ひとりが能力を発揮し最適な行政サービスを提供するため、男女共同参画の視点を念頭に、よりよい職場環境を作りあげていく意識の向上を図る必要がある。	男女共同参画研修を実施する。	研修受講者数	100	人	75	68
		（再掲）事業所向け普及啓発	労働支援課	八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、さまざまなハラスメントの防止に向けた普及啓発に取り組む。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。	八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用など多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施する。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架することで、加入促進及び啓発を行う。	八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数	188	事業所	134	132
3　多様な働き方の啓発	育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、短日数勤務、テレワーク等、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発に取り組みます。	いきいき職員通信における休暇制度等の啓発	人事課	職員向けに発行しているニュース「いきいき職員通信」（年3回程度発行）において、育児・介護休暇等の制度についての記事を掲載し、職員への周知・啓発を行う。	職員向けに発行しているニュース「いきいき職員通信」の令和元年度10月・2月発行分にて、育児休業中職員等サポート制度（産育休中職員による交流会等）の紹介や、男性の育児を応援する各種制度、育児休業・介護休暇等の記事を掲載した。	より多くの職員が休暇制度等を理解できるよう、いきいき職員通信に継続して記事を掲載することで、休暇制度について理解する機会を提供していく必要がある。	職員向けに発行しているニュース「いきいき職員通信」（年3回程度発行）において、育児・介護休暇等の制度についての記事を掲載し、職員への周知・啓発を行う。	いきいき職員通信における休暇制度等の記事の掲載	2	回	3	2
		男女共同参画センター「すみれだより」やホームページを活用した啓発	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれだより」やホームページを活用し、仕事と子育て・介護等との両立やライフスタイルに応じた多様な働き方啓発など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行う。	男女共同参画センター「すみれだより」やホームページを活用し、仕事と子育て・介護等との両立やライフスタイルに応じた多様な働き方啓発など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行った。	啓発方法や啓発内容を見直す必要がある。	男女共同参画センター「すみれだより」やホームページを活用した情報発信に加え、公民連携による情報発信を実施することでより相乗効果を図る。	男女共同参画センター「すみれだより」にワーク・ライフ・バランスの特集記事を掲載した回数	1	回	0	1
		（再掲）事業所向け普及啓発	労働支援課	八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、多様な働き方の普及啓発に取り組む。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。	八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用など多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施する。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架することで、加入促進及び啓発を行う。	八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数	188	事業所	134	132
4　男性の家事・子育て・介護等への参加の促進	男性が積極的に、家事・子育て・介護等にかかわれるよう学習機会や情報を提供します。	八尾市特定事業主行動計画の推進	職員課	職員の仕事と子育ての両立を支援するため、現行制度の周知やその活用の促進に向けた行動計画を推進する。	※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として平成30年度内容を記載しております。 ・女性活躍推進室主催の所属長を対象とした「男女共同参画研修」において、人事課から女性活躍に関する各種制度等について、職員課から女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の進捗状況について説明した。 ・男性の育児参加の機会の増加をめざし、各種両立支援制度について「いきいき職員通信」を通じて周知し、休暇の取得促進の働きかけを行った。 ・所属長が出生を控えている全ての職員と面談の機会を持ち、育児支援ハンドブックを直接手渡して各種両立支援制度の説明や本人の状況把握を行い、職員が育児参加と職業生活を両立できるよう職場体制の調整と支援に努めた。 ・行動計画の進捗状況の把握・分析を通じて課題整理を行った。	**※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として平成30年度内容を記載しております。** 前年度（平成29年度）の90.9%から87.1%に減少。休暇を取得しなかった理由の把握に努めるとともに、さらなる制度周知に取り組み、男性の育児参加のきっかけとする必要がある。	**※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として平成30年度内容を記載しております。** 前年度（平成29年度）の90.9%から87.1%に減少。休暇を取得しなかった理由の把握に努めるとともに、さらなる制度周知に取り組み、男性の育児参加のきっかけとする。	市の男性職員の出産補助休暇取得率（出産補助休暇を取得した男性の数／子どもが生まれた男性職員）	100	%	87	86
		男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促すための、ワーク・ライフ・バランスに関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促すための講座を実施した。	類似の講座や取り組みが庁内及び関係機関で実施されていることを踏まえ、より効果的効率的に取り組みを推進する観点から、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。	取り組みの趣旨に合致する庁内及び関係機関の講座等を集約し、公民連携により効果的に情報発信することで、全庁的な男女共同参画にかかる取り組みの促進につなげる。	すみれの講座参加者数	890	人	913	659
		家族介護教室	高齢介護課	要援護高齢者と同居する家族に対して在宅介護に必要な知識の伝達と技術の支援を行うために家族介護教室を実施し、高齢者の在宅生活の継続を可能にし、生活の向上を図る。	地域包括支援センター（地域型15ヵ所）における家族介護教室（開催回数 87 回　参加者1,248人）	在宅介護を支える事業として、引き続き地域に広く啓発していく必要がある。	家族介護教室を市政だよりに掲載し、チラシを市窓口に配架する等して啓発を行う。	地域包括支援センター（地域型10ヵ所、ブランチ1ヵ所）における家族介護教室の開催回数	73	回	111	87
		ママパパ教室（両親教室）	健康推進課	両親教室を開催し父親に積極的に参加を促し、妊娠・出産・育児の知識の普及や地域での仲間作りを促進する。	ママパパ教室（両親教室）を年11クール（1クール3日間）実施。 初産婦に対して、個別勧奨を実施。	個別勧奨を継続し、参加者の増加を図ることが必要。	勧奨方法を検討し、参加者の増加を図る。	父親の受講率	42	%	43	42
		子ども・若者の居場所づくり提案事業	青少年課	家庭の子育て力を高め、子育てしやすい環境の充実を図るために、申請団体が、自主的に計画・実施する子育て支援活動等で、父親の子育てへの参画を促進する取り組みや、次代の親を育成する取り組みに対して助成金を交付する。	父親の子育てへの参画を促進する取り組み1件に対し、助成金を交付し、父親と子どもの関係を深める取り組みや、子育てに積極的に参加する父親のネットワークづくりに寄与する取り組み等を実施した。	個別勧奨を継続し、参加者の増加を図ることが必要。	父親の子育てへの参画を促進する取り組みに対し、助成金を交付する。	取り組み助成件数	8	件	3	1
		子育ておうえん講座	子育て支援課	子育てを支援するための子育ておうえん講座を開催し、父親にも参加しやすい内容にすることで、父親の育児参加の機会を増やす。	「0歳からの絵本入門とワイルド遊び」（参加者親子22組） 「減災！はじめの一歩～わが子を守る備えを考えよう～」（参加者14名）　※両日土日開催を実施した。	親子一緒に体を動かす遊びの講習は参加が例年多く、保護者向け対象にしたものは少ない。子育て中のお父さんお母さんの悩みの解決または不安の解消になるような講習を検討する。	体を動かす遊びの講習は依然として参加者は多い。講義型の参加者を増加できるよう内容を検討するとともに、子どもも一緒に参加できるような手法を検討する。	子育ておうえん講座の開催回数	1	回	2	2

取り組み内容		該当事業等（取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元実績値
施策2．仕事と子育て・介護等の両立のための支援												
5　子育てへの支援の充実	「八尾市こどもいきいき未来計画（第2期八尾市次世代育成支援行動計画）」を推進し、多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実を図ります。	（再掲）こどもいきいき未来計画推進事業	こども政策課	次世代育成支援対策推進法に基づき策定した、八尾市こどもいきいき未来計画（第2期八尾市次世代育成支援行動計画）のもと、ワーク・ライフ・バランスや仕事と子育ての両立支援を含めた各種子ども・子育て支援にかかる取り組みを推進する。	八尾市こどもいきいき未来計画（第2期八尾市次世代育成支援行動計画）の具体的施策の一つである「ワーク・ライフ・バランスの推進」を含めた各種子ども・子育て支援施策の推進、及び令和2年度を始期とする後期計画の策定に関し、さまざまな立場からの意見を聴取するため、子ども・子育て会議を開催した。	多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実を図るため、関係各課及び施設等との調整を図る必要がある。	八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画第2期八尾市次世代育成支援行動計画）のもと、引き続き、子ども・子育て会議における協議及び計画進捗管理を着実に履行する。	子ども・子育て会議開催回数	2	回	4	6
		延長保育事業（公立保育所）	こども施設課	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育を実施する。	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育を実施。	引き続き延長保育を実施し、保護者の保育ニーズに応えていくことが必要。	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育を実施する。	延長保育利用者数（公立認定こども園5箇所、公立保育所2箇所）	340	人	379	323
		延長保育事業	こども施設課	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等による、長時間保育の需要増加に対応するため、施設型給付費だけでなく、延長保育事業を実施し、条件を満たす施設においては補助金を交付している。	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等による、長時間保育の需要増加に対応するため、施設型給付費だけでなく、延長保育事業を実施し、条件を満たす施設においては補助金を交付した。	引き続き、保護者のニーズに対応するため実施していく。新設の施設についても同様に実施をする。	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等による、長時間保育の需要増加に対応するため、施設型給付費だけでなく、延長保育事業を実施し、条件を満たす施設においては補助金を交付する。	実施施設数	49	ヶ所	40	44
		一時預かり事業	こども施設課	保護者が疾病や事故にあった場合や、育児等での身体的・精神的な負担を軽減し、リフレッシュする場合のための一時預かり事業を実施している施設に対し、補助金を交付している。また、補助金を申請せず自主事業として実施している施設については、ビラの配架による周知をしている。	保護者が疾病や事故にあった場合や、育児等での身体的・精神的な負担を軽減し、リフレッシュする場合のための一時預かり事業を実施している施設に対し、補助金を交付した。また、補助金を申請せず自主事業として実施している施設については、ビラの配架による周知を行った。	引き続き、補助金事業として実施する施設については補助を行う。自主事業として実施している施設についても、補助金事業として実施する施設と併せてビラの配架による周知を続け、保護者への周知を行っていく。	保護者が疾病や事故にあった場合や、育児等での身体的・精神的な負担を軽減し、リフレッシュする場合のための一時預かり事業を実施している施設に対し、補助金を交付する。また、補助金を申請せず自主事業として実施している施設については、ビラの配架による周知を行う。	実施施設数（自主事業含）	49	ヶ所	34	38
		病児保育事業	子育て支援課	病児対応型：子どもが病気にかかり、保護者の仕事などにより、病気にかかった子どもを家庭で保育ができない場合、一時的に保育する事業 体調不良児対応型：事業実施保育所に通所しており、保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、その園の医務室等で保育する事業	病児対応型は、八尾徳洲会総合病院、マリア保育園の2施設で実施した。 体調不良児対応型においては、市内21か所の認定こども園、私立保育園において実施した。	必須配置の看護師等の人材不足により左右される事業であり、安定した雇用、人材確保が必要。	病児対応型は、八尾徳洲会総合病院、マリア保育園の2施設で実施する。 体調不良児対応型は、市内23か所の認定こども園、私立保育園において実施する。	病児対応型の延利用日数	900	日	942	745
		ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	子育てを助け合う会員組織を作り、養育者が仕事と育児を両立できるようにすることで、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図ることを目的に、依頼会員、援助会員、両方会員の募集、登録、研修・会員間の調整及びコーディネート・会員間の交流事業を実施する。	八尾市社会福祉協議会へ事業委託し、会員の募集・登録及び研修、会員間の交流・コーディネート等を行うことにより、子育て支援家庭への支援と児童福祉の向上を図った。 会員数　1,053人　年間援助活動数　2,450件	全体的な援助会員数の不足と、援助会員の高年齢化や、ライフスタイルの変化により、依頼者のニーズに対応できない状況もあるため、更なる援助会員の獲得が必要。	八尾市社会福祉協議会へ事業委託し、会員の募集・登録及び研修、会員間の交流・コーディネート等を行うことにより、子育て支援家庭への支援と児童福祉の向上を図るとともに、援助会員の確保に向けた取り組みを実施する。	ファミリーサポートセンター事業の登録会員数	1,340	人	1,084	1,053
		放課後児童室事業	青少年課	子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、放課後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	待機児童解消及び基準適合化のため、放課後児童室の整備を進め、児童室の適正運営を行ってきた結果令和元年度は待機児童なし。	増加する入室児童に対するため、人材の確保が必須である。また研修等により保育の質の向上を図る取り組みも併せて必要である。	待機児童解消及び基準適合化のため、必要に応じて放課後児童室を整備し引き続き適正運営を図るとともに、人材の確保に向けた取り組みを行う。	放課後児童室入室待機児童数	0	人	0	0
6　認定こども園・保育所（園）の整備の推進	待機児童解消のために認定こども園等の創設や増築等を行います。また、老朽化に伴う改築や大規模修繕等による保育環境の改善、保育所や幼稚園が認定こども園へ移行するための整備促進を図ります。	認定こども園等の整備	こども施設課	待機児童解消のため、分園の新設、既存施設の増築等の整備計画の検討を行うとともに、保育環境の改善のための改築や老朽化に伴う大規模修繕等を行う。また、すべての就学前児童の施設の充実のため、法人立施設の認定こども園化に伴う整備等の促進を図る。	久宝まぶねこども園　増築 久宝寺保育園分園　ころころ　創設	地域の需要を正確に把握し、適正な整備計画を立て待機児童解消に取り組む必要がある。	八尾たんぽぽ保育園本園　創設予定 ※現本園を分園化し、新たに本園を創設 複数の小規模保育施設の創設予定	待機児童数	0	人	18	0
7　介護への支援の充実	仕事と介護の両立ができるよう、介護保険に関する情報提供や相談窓口の充実を図ります。	介護保険のパンフレット等の作成	高齢介護課	介護保険の情報を提供するため、パンフレット等を作成し、市内の公共施設等に配布する。	介護保険のできる限り新しい情報を提供するために、パンフレット等を作成し、市内の公共施設に配布した。	利用者の選択機会を保障し、介護保険制度の適切な利用を引き続き推進していく必要がある。	介護保険のできる限り新しい情報を提供するために、パンフレット等を作成し、市内の公共施設に配布する。	パンフレット配布部数	5,000	部	7,500	8,000

取り組み内容		該当事業等 （取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元 実績値
施策3．就職・再就職・起業等への支援												
8 就職に対する支援	関係機関と連携し、就職に関する情報と学習機会を提供します。	就職・再就職・起業に関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、個性や能力を最大限に発揮し、希望する形での活躍が実現できるよう、就職や再就職、起業等に関する情報発信と、必要な基礎知識や心構えなどを学ぶ講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、就労に関する講座を実施した。 また、地域女性活躍推進交付金を活用し、「レディースあきんど塾」(5回　参加者延べ93人)、「オトナのためのインターンシップ事業」を実施した。	類似の講座や取り組みが庁内及び関係機関で実施されていることを踏まえ、より効果的効率的に取り組みを推進する観点から、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。	取り組みの趣旨に合致する庁内及び関係機関の講座等を集約し、公民連携により効果的に情報発信することで、全庁的な男女共同参画にかかる取り組みの促進につなげる。	すみれの講座参加者数	890	人	913	659
		就労支援	労働支援課	地域就労支援事業において、働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・家庭状況・出身地など、さまざまな理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、訓練情報の提供ほか就労に向けた支援を実施する。	平成30年度より相談拠点を市内3カ所から5カ所に拡充し、就労困難者等に対しより身近に相談できる環境を整え、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催した。 令和元年度　相談件数　1,697件	就労困難者等が抱える課題はさまざまであるため、個々の相談者に応じた丁寧な支援を継続していく。	地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施する。 パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催する。	地域就労支援事業相談件数	1,100	件	2,206	1,697
9 再就職に対する支援	関係機関と連携し、再就職に関する情報と学習機会を提供します。	(再掲)就職・再就職・起業に関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、個性や能力を最大限に発揮し、希望する形での活躍が実現できるよう、就職や再就職、起業等に関する情報発信と、必要な基礎知識や心構えなどを学ぶ講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、就労に関する講座を実施した。 また、地域女性活躍推進交付金を活用し、「レディースあきんど塾」(5回　参加者延べ93人)、「オトナのためのインターンシップ事業」を実施した。	類似の講座や取り組みが庁内及び関係機関で実施されていることを踏まえ、より効果的効率的に取り組みを推進する観点から、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。	取り組みの趣旨に合致する庁内及び関係機関の講座等を集約し、公民連携により効果的に情報発信することで、全庁的な男女共同参画にかかる取り組みの促進につなげる。	すみれの講座参加者数	890	人	913	659
		再就職支援	労働支援課	地域就労支援事業において、働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・家庭状況・出身地など、さまざまな理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、訓練情報の提供ほか就労に向けた支援を実施する。	平成30年度より相談拠点を市内3カ所から5カ所に拡充し、就労困難者等に対しより身近に相談できる環境を整え、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催した。 令和元年度　相談件数　1,697件	就労困難者等が抱える課題はさまざまであるため、個々の相談者に応じた丁寧な支援を継続していく。	地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施する。 パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催する。	地域就労支援事業相談件数	1,100	件	2,206	1,697
10 起業等に対する支援	融資制度など起業等に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携して経営に関する知識などを身につける学習機会を提供します。	(再掲)就職・再就職・起業に関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、個性や能力を最大限に発揮し、希望する形での活躍が実現できるよう、就職や再就職、起業等に関する情報発信と、必要な基礎知識や心構えなどを学ぶ講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、企業開業に関する講座を実施した。 また、地域女性活躍推進交付金を活用し、「レディースあきんど塾」(5回　参加者延べ93人)、「オトナのためのインターンシップ事業」を実施した。	類似の講座や取り組みが庁内及び関係機関で実施されていることを踏まえ、より効果的効率的に取り組みを推進する観点から、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。	取り組みの趣旨に合致する庁内及び関係機関の講座等を集約し、公民連携により効果的に情報発信することで、全庁的な男女共同参画にかかる取り組みの促進につなげる。	すみれの講座参加者数	890	人	913	659
		八尾市創業支援事業計画に基づく創業支援事業	産業政策課	創業支援機関（八尾市、八尾商工会議所、日本政策金融公庫東大阪支店、大阪シティ信用金庫、関西みらい銀行）と連携し、総合的な支援を行うことで、市内創業者の創出をめざす。	創業支援者ネットワーク会議を開催し、各支援機関が八尾商工会議所会館内で、起業応援セミナー、相談窓口の開催、あきんど起業塾を実施した。また大阪市内において創業セミナーを開催した。 八尾市（中小企業サポートセンター）個別相談窓口　相談者9名（うち女性4名） 連携機関個別相談窓口利用者135名（うち女性42名） 八尾市主催「あきんど起業塾」受講生13名（うち女性5名） 関西みらい銀行主催「創業スクール」受講生2名（うち女性1名） 大阪シティ信用金庫・日本政策金融公庫主催「起業応援セミナー」参加者28名（うち女性9名） 商工会議所主催セミナー　参加者237名（うち女性94名） インキュベート事業　支援対象4名（うち女性1名） やお創業ゆるっとカフェ　全体参加者146名（うち女性99名）	開業希望者（受講生）の掘り起しが課題となっており、起業家が気軽に相談できるように、相談対応の場所、支援の仕方を広げる必要がある。	創業支援者ネットワーク会議を年2回開催予定。 各支援機関が八尾商工会議所会館内で、起業応援セミナー、相談窓口、あきんど起業塾を実施する。また、開業希望者の掘り起こしのためにみせるばやお内で月１回やお創業ゆるっとカフェを開催する。コロナの影響により上記事業についてオンラインにて実施するなど対応を検討。	創業支援事業の参加者における女性の割合	35	%	29	45

基本課題（2）あらゆる分野への女性の参画推進

施策4．政策・方針決定過程への女性の参画推進

取り組み内容		該当事業等（取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元実績値
11　市の審議会などの委員への女性の登用の推進	政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、審議会等への女性の登用を推進します。また、女性委員の参画がない審議会等の解消に努めます。	審議会等への女性委員の登用に関する事前協議	女性活躍推進室	審議会等の新設又は委員の改選、補充に際し、審議会等所管課に対して、委員の人選に入る前に、女性委員の登用を促進する事前協議を実施する。	「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」に基づき、各審議会の委員の改選、補充の際に事前協議を実施し、審議会を所管する所属に対し、女性委員の登用促進を促した。	専門性を重視する審議会に対する女性委員の登用促進が課題である。	市の審議会委員等への女性登用を推進するため、男女共同参画に関する研修や情報提供を行い、理解を深める。	市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合	40	%	34	33
12　市の管理監督職等への女性の登用の推進	市職員の管理監督職・教職員の管理職への女性の登用を推進します。	市役所の女性管理監督職（監督職級以上）の割合	人事課	市職員の職務内容の見直しや職務能力向上を図り、市役所の女性管理監督職（監督職級以上）の割合について、平成32年度までに40%以上へ引き上げることをめざす。	働き方を見直すひとつとして、時差出勤制度の全庁的実施、ロー残業マンス、年次有給休暇取得推進月間等に取り組んだ。また、育児休業中職員等サポート制度（育児休業復職支援シートの活用、メンター制度）を設け、休業中の職員を対象とした交流会を開催した。 ◆市役所の女性管理監督職（監督職級以上）の割合（平成31年4月1日現在） ・職員数　総数2,292人　男性　1,394人、女性　898人（39.2%） ・管理監督職（主査以上）　総数1,503人　男性　964人、女性539人（35.9%）	育児休業中の職員の復職に向けたサポートとしてメンター制度を設け、令和元年度は19名がメンターとして登録している。職員へ制度の周知を進め、活用につなげる。	性別に関係なく、職員のワークライフバランスの維持向上を図る取り組み（時差出勤制度、ロー残業マンス、年次有給休暇取得推進月間等）を継続していく必要がある。また、育児休業中職員等サポート制度（育児休業復職支援シートの活用、メンター制度）の周知に努め、活用してもらえるよう情報提供する。	市役所の女性管理監督職（監督職級以上）の割合	40	%	37	36
		教職員の女性管理職の割合	総務人事課	教職員の職務内容の見直しや職務能力向上を図り、教職員の女性管理職の割合について、平成32年度までに30%以上へ引き上げることをめざす。	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の女性管理職の割合 校長　5/42人　　教頭　14/44人 園長　0/3人　　合計　19/89人（21.3%）	女性の管理職登用並びに女性のミドルリーダーの育成に努めるとともに、人材発掘の必要がある。	女性の管理職登用並びに女性のミドルリーダーの育成に努めるとともに、人材発掘を行う。	教職員の女性管理職の割合	30	%	25	21
13　女性の参画を推進するための研修や学習機会の提供	女性の参画を推進するため、職員・教職員に対する研修や学習機会を提供します。	職員の人材育成	人事課	女性の参画を推進するための研修を実施する。	採用2年目職員を対象とした「キャリアデザイン研修」の実施、政策推進課と共催による「産育休中職員による交流会」を実施（2回）した。 また外部研修機関であるマッセOSAKA（1回）、自治大学校「第1部特別課程」（1回）への職員派遣などを行った。	より多くの職員が、あらゆる場面で「女性の参画」を推進する役割を担えるよう、「女性の参画」についての理解を深める研修等を継続して行う必要がある。	令和元年度に引き続き、人事課主催または他課との共催による研修を実施するとともに、マッセOSAKAのほか、全国市町村国際文化研修所等外部研修機関主催の各種研修への職員派遣を行う。	キャリアデザイン研修の実施、外部研修機関（マッセOSAKAや全国市町村国際文化研修所、自治大学校等）への関連研修派遣	4	回	4	5
		（再掲）男女共同参画研修	女性活躍推進室	男女共同参画を進めるためには、職員一人ひとりが男女共同参画を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って業務にあたることが重要であり、職員の男女共同参画意識を高めることを目的に、研修を実施する。	男女共同参画研修を実施した。 「職場における女性活躍～すべての職員がいきいきと働くために～」（近畿大学教授　奥田　祥子氏）参加者68名	限られた人材とコストで必要な行政サービスを提供するために、職員一人ひとりが能力を発揮し活躍することが不可欠であるため、男女共同参画の視点を念頭に、よりよい職場環境を自ら作りあげていく意識の向上を図る必要がある。	男女共同参画研修を実施する。	研修受講者数	100	人	75	68
		教職員の人材育成	総務人事課	女性の参画を推進するための研修を実施する。	マッセ大阪への関連研修派遣　1回	今後も女性の参画を推進するための研修への派遣を積極的に進める。	女性の参画を推進するための研修への派遣を積極的に進める。	外部研修機関（マッセOSAKA等）への関連研修派遣等	1	回	1	1
14　企業における意思決定の場への女性の参画促進	企業等に対して、女性の登用、参画の場の提供について、理解を求め、積極的な取り組みを促すなどの働きかけを行います。	八尾市企業人権協議会等を通じた周知・啓発	女性活躍推進室	八尾市企業人権協議会等と連携・協力し、講演会の案内等、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、企業に向けた周知・啓発を行う。	広報物の配布、講演会等は行わなかった。	啓発方法や啓発内容について見直しが必要。	男女共同参画センター「すみれ」における啓発活動等に加え、公民連携による情報発信により相乗効果を図る。	八尾市企業人権協議会会員事業所への広報物配布回数	2	回	4	0
		（再掲）事業所向け普及啓発	労働支援課	八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、女性の登用や参画の場の提供についての理解促進のための普及啓発に取り組む。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。	八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用など多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施する。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架することで、加入促進及び啓発を行う。	八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数	188	事業所	134	132
15　地域における意思決定の場への女性の参画促進	地域で活動する団体等に対して、女性の登用、参画の場の提供について、理解を求め、積極的な取り組みを促すなどの働きかけを行います。	自治振興委員会等を通じた周知・啓発	女性活躍推進室	自治振興委員会等と連携・協力し、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、周知・啓発を行う。	校区まちづくり協議会等で活動する女性を中心とした交流会（やおキラ交流会）の実施及び防災リーダー養成講座との合同企画を通じて、地域における女性リーダー育成の機運を醸成するとともに、成果をまとめたリーフレットを作成し情報発信した。	新型コロナウイルス感染症の影響により、やおキラ交流会の総括として位置付けた防災講演会が中止となった。令和元年度に醸成した地域の女性リーダー育成の機運を持続することが必要。	やおキラ交流会での取り組みを含め、女性の活躍推進につながるような広報物を配布することで、周知・啓発を行うとともに、広く参加者を募り、拡大して実施する。	自治振興委員会への広報物配布回数	1	回	0	0
		女性の参画促進の啓発	コミュニティ政策推進課	地域で活動する団体等の会議等において、女性の参画促進の啓発を行う。	校区まちづくり協議会連絡会において、積極的な女性役員登用を促す声かけを行った。 地区自治振興委員長・地区赤十字奉仕団連合分団長へ、各委員長(分団長)の交代の報告書の提出を依頼する際、積極的な女性委員登用を促している。	女性が占める割合をさらに高めるため、今後も啓発等を通じて女性の参加を促していく必要がある。	(事業の続行)今後も引き続き、積極的な女性委員登用を促していく。	会議等における啓発回数	2	回	2	2

取り組み内容		該当事業等（取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元実績値
施策5．企業や地域団体等における女性の活躍促進												
16 企業等への女性の活躍促進	働く一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるように、企業等に対して働きかけます。	男女共同参画出前講座	女性活躍推進室	企業や地域団体等における女性の活躍を促進するため、企業等が主催する研修会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施する。	男女共同参画センター「すみれ」において、出前講座を9回実施した。	利用状況を分析し、取り組みの効果検証が必要である。	効果的・効率的な働きかけの手法を検討する。	男女共同参画出前講座開催回数	5	回	5	9
		（再掲）八尾市企業人権協議会等を通じた周知・啓発	女性活躍推進室	八尾市企業人権協議会などと連携・協力し、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、企業に向けた周知・啓発を行う。	広報物の配布、講演会等は行わなかった。	啓発方法や啓発内容について見直しが必要。	男女共同参画センター「すみれだより」やホームページを活用した情報発信に加え、公民連携による情報発信を強化する。	八尾市企業人権協議会会員への広報物配布回数	2	回	4	0
		職業紹介事業の実施	労働支援課	女性の働きやすい求人を開拓するとともに、女性に対する職業紹介を実施する。	八尾市求人情報検索サイトを活用した女性活躍推進員による就労実現へ向けた支援を行った。また、ハローワーク布施との連携による市内コミュニティセンターでの1Dayマザーズコーナーを実施した。	さまざまなライフステージにある女性の就職、再就職に向け、女性活躍推進員による女性が働きやすい求人の開拓をさらに進めることが必要。	八尾市求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を活用した女性活躍推進員による就労実現へ向けた支援を行う。また、ハローワーク布施との連携による市内コミュニティセンターでの1Dayマザーズコーナーを実施する。	女性に対して職業紹介したうちの就職件数（無料職業紹介所及び地域職業相談室の合計）	1,200	件	875	785
17 地域で活躍する団体等への女性の活躍促進	地域の一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるように、地域で活動する団体等に対して働きかけます。	（再掲）男女共同参画出前講座	女性活躍推進室	企業や地域団体等における女性の活躍を促進するため、企業等が主催する研修会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施する。	男女共同参画センター「すみれ」において、出前講座を9回実施した。	利用状況を分析し、取り組みの効果検証が必要である。	効果的・効率的な働きかけの手法を検討する。	男女共同参画出前講座開催回数	5	回	5	9
		（再掲）女性の活躍促進の啓発	コミュニティ政策推進課	地域で活動する団体等の会議等において、女性の活躍促進の啓発を行う。	校区まちづくり協議会連絡会等において、役員改選の際には積極的な女性役員登用を促す声かけを行った。 地区自治振興委員長・地区赤十字奉仕団連合分団長へ、各委員長(分団長)の交代の報告書の提出を依頼する際、積極的な女性委員登用を促している。	女性が占める割合をさらに高めるため、今後も啓発等を通じて女性の参加を促していく必要がある。	(事業の続行)今後も引き続き、積極的な女性委員登用を促していく。	会議等における啓発回数	2	回	2	2
		女性活躍の推進に係る情報発信（ホームページ・やおキラの発行等）	女性活躍推進室	女性活躍の推進に関する情報について、効果的なツールを活用し、広報する。	男女共同参画センター「すみれだより」及び各分野で活躍する女性を紹介する「やおキラ」を発行するとともに、ホームページ、Facebookによる情報発信を行った。 また、防災をテーマに、校区まちづくり協議会等で活動する女性を中心とした交流会（やおキラ交流会）を開催し、活動の成果をリーフレットにまとめ情報発信した。	取り組みそのものの拡大・充実と、それらをより効果的に情報発信する仕組みが必要である。	地域等で活動する女性のつながりを広げる取り組みを進めることで活躍の輪を広げるとともに、男女共同参画センター「すみれ」における啓発活動等に加え、公民連携による情報発信により相乗効果を図る。	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合	40	%	37	38
施策6．女性の人材育成												
18 女性リーダーの育成と登用のしくみづくり	あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性リーダーの育成・支援に取り組みます。また、女性リーダーの登用のしくみづくりについて検討します。	女性の人材育成に関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、女性のエンパワーメントに向けた支援やネットワークづくり、あらゆる場で活躍できる人材の育成など、女性の育成・支援を図る講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、女性のエンパワーメントに向けた講座や交流会を実施した。	類似の講座や取り組みが庁内及び関係機関で実施されていることを踏まえ、より効果的効率的に取り組みを推進する観点から、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。	取り組みの趣旨に合致する庁内及び関係機関の講座等を集約し、公民連携により効果的に情報発信することで、全庁的な男女共同参画にかかる取り組みの促進につなげる。	すみれの講座参加者数	890	人	913	659
19 様々な分野で活躍する女性の交流	地域のリーダーとして活躍する女性やボランティア団体、NPO団体など、さまざまな分野で活躍する女性の交流の機会を提供します。	様々な分野で活躍する女性の交流会	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、講座受講者が交流会を通じて交流を図ることで、企業、地域等さまざまな分野で活動する女性たちのリーダーシップの発揮とネットワークづくりを支援する。	男女共同参画センター「すみれ」において、講座受講者による交流会を実施した。 一方、これまで校区まちづくり協議会で活動する女性の交流を図るために実施してきたやおキラ交流会について、市民活動団体で活動する女性や女子大学生、消防団女性分団が加わり、横のつながりを深める交流会とした。	類似の講座や取り組みが庁内及び関係機関で実施されていることを踏まえ、より効果的効率的に取り組みを推進する観点から、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。 やおキラ交流会については、さらなる交流の拡大を図る。	取り組みの趣旨に合致する庁内及び関係機関の講座等を集約し、公民連携により効果的に情報発信することで、全庁的な男女共同参画にかかる取り組みの促進につなげる。 また、やおキラ交流会については、広く参加者を募り、拡大して実施する。	すみれの講座参加者数	890	人	913	659

取り組み内容		該当事業等（取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元実績値
基本課題（3）女性の職業生活における活躍支援												
施策7.「女性活躍推進法」に基づく取り組みの実施												
20 「市町村推進計画」の推進	「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」に掲げた取り組みを推進します。	八尾市はつらつプランの進捗管理	女性活躍推進室	「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」の各課の取り組みについて、その進捗状況を把握する。また、その結果を「八尾市男女共同参画審議会」に報告し、計画の目標の実現に努める。	「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」の取り組みについて、関係各課に照会を行い、その進捗状況を把握した。	調査により把握した課題を、「八尾市はつらつプラン」に掲げる取り組みに反映させ、本市の男女共同参画施策を推進するため、今後も各課による連携が必要である。	引き続き「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」の取り組みについて、関係各課に照会を行い、その進捗状況を把握する。	進捗状況に関する調査の実施回数	1	回	1	1
		八尾市女性活躍の推進に係る庁内検討会議	女性活躍推進室	「すべての女性が輝くまち八尾」の早期実現をめざし、本市における男女共同参画関連施策を加速し、総合的、効果的に推進することを目的とした会議体（八尾市女性活躍推進のための庁内検討会議）の中で、生活者としての視点を取り入れながら、今後さらに女性活躍を加速化するための取り組みについて庁内横断的に議論を展開し、課題の抽出と加速化事業の検討を行う。	平成30年度組織機構改革により、男女共同参画推進本部へ統合し、女性活躍推進法に基づく検討を行った。	市民意識調査結果をもとに、令和2年度に実施する「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画」の見直しに向けて、課題整理が必要。	「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画」の中間見直しに合わせ取り組みの見直しを行う。	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合	40	%	37	38
21 「特定事業主行動計画」の推進	「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」に掲げた取り組みを推進します。	八尾市特定事業主行動計画の推進	人事課 職員課	仕事と育児・介護等を両立しながらキャリアアップを図れるよう職員の働き方について調査・研究し、両立支援制度の整備・周知を徹底すると共に、超過勤務時間削減の取り組みを行う事により両立しやすい職場環境作りに努める。	女性活躍推進のために、職員の新たな働き方に関して、調査・研究を進め、時差出勤制度を全庁的に実施している。 令和元年度に、職員定数条例を改正し、育児休業職員の代替人員の任用が可能となり、令和元年８月より育児休業代替任期付職員（事務職）を任用した。この仕組みを活用し、休業する職員にとっても安心して休業を取得できる環境ができ、その職場にとっても、より安定的に業務遂行できる体制整備に取り組んでいる。 また、男性の育児参加の機会の増加をめざし、育児休業や出産補助休暇、部分休業等の各種両立支援制度について周知し、取得促進を働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスの向上を図る取り組みの一環として、ノー残業デー、ロー残業マンス（８月）、年次有給休暇取得推進月間（１０月）を実施する等、超過勤務時間の削減に取り組んだ。 ◆市役所の女性管理監督職（監督職級以上）の割合（平成31年４月１日現在） ・職員数　総数2,370人　男性　1,402人、女性　968人（40.8%） ・管理監督職（主査以上）　総数1,530人　男性　967人、女性563人（36.8%）	時差出勤制度については、制度の趣旨を理解し活用してもらえるよう、所属長と職員の双方に周知を図る必要がある。 また、育児休業代替任期付職員（事務職）の配置については、休業中の職員の休暇期間等の状況により調整が必要であるため、休業中の職員・所属長・人事担当の連絡・調整を図りつつ、適正な配置に努める。	令和元年度より任用している「育児休業代替任期付職員（事務職）」については、今後も休業職員の人数等の状況を考慮し、必要に応じて採用の検討を行い、職員が安心して休暇取得でき、職場の安定的な業務体制が整備できるよう取り組む。 時差出勤制度については、令和2年度より任期付短時間勤務職員にも対象を拡大し、制度の活用がさらに図られるよう工夫している。 また、働き方改革のひとつの方法として、執務室以外でのいわゆるテレワークについて検討し、モニター実施することをめざす。 各種の取り組みを継続実施し、仕事と家庭のさらなる両立支援の仕組みづくりを進めていくとともに、職員のワークライフバランスの維持向上を図る。	八尾市職員の管理監督職全体に占める女性の割合	40	%	37	36
		庁内における育児休業中職員復職サポート制度の検討	女性活躍推進室	八尾市女性活躍推進のための庁内検討会議（ワーキング会議）において、庁内における育児休業中職員復職サポート制度の検討を行う。 （関係課…人事課、職員課、人権政策課）	・育児休業中職員復職サポート制度（すまいるシート、メンター制度）を実施した。	すまいるシートについては、活用状況が把握できていない。 メンター制度については、産休取得者当による交流会などにおいても周知をしたが、利用が低調であることから、検証及び必要に応じて見直しが必要である。	育休復帰者にアンケート調査を実施するなどして、活用状況を把握、検証するとともに必要に応じて見直しを行う。	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合	40	%	37	38
		育児休業中職員の交流会	女性活躍推進室	女性職員の活躍を支える仕組みの検討の一つとして、 ①育休中職員が、育休中に、より深めた生活者の視点から、市の新規事業あるいは、変更を予定している事業の内容を見直し、課題や提案などの意見を出し、事業担当課が意見をそれらの事業に反映させることにより、それらの事業が市民にとって安心して住みやすい八尾に資すること ②育休中職員が、①の目的を果たすにあたり、職場との連絡調整を行うことで、育休からの復帰をする際の不安感を払拭し、円滑な復帰を果たすことにより、職場との良好な関係を築くことを目的とし、実施する。 （関係課…人事課）	産育休取得者等による交流会を開催した。（2回）	事業の趣旨に照らし、効果検証及び実施手法の検討が必要である。	実施手法を見直し、効果的な事業実施をめざす。	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合	40	%	37	38
施策8．就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保												
22 「男女雇用機会均等法」などの関係法令の周知	性別にかかわりなく個性と能力を発揮することができる雇用環境づくりを促進するため、事業主や労働者等に対して、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」など関係法令の周知に努めます。	（再掲）事業所向け普及啓発	労働支援課	八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた普及啓発に取り組む。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。	八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用など多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施する。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架することで、加入促進及び啓発を行う。	八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数	188	事業所	134	132
23 総合評価入札制度の検討	事業所の男女共同参画への取り組みを促す手法として、総合評価入札制度の検討を進めます。	総合評価入札制度の検討	契約検査課	公共施設の清掃業務などの管理業務において、総合評価入札制度の導入に向け検討を行う。	令和2年5月に実施する公共施設清掃業務の総合評価一般競争入札において、男女共同参画への取り組みについての評価項目を再検討した。	より実効性のある評価項目を検討することが必要。	令和2年5月に実施する公共施設清掃業務の総合評価一般競争入札において、男女共同参画への取り組みについての評価項目を新たに設定し入札を執行する。	総合評価入札制度の実施	1	回	0	0

取り組み内容		該当事業等（取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元実績値
基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会づくり												
基本課題（4）生涯を通じた健康への支援												
施策9. 生涯を通じた健康の保持・増進												
24 心と体の健康に関する自己決定意識の浸透を図るための学習機会の提供	女性が生涯を通じて生命の安全や健康を自己管理する意識を培い、妊娠、出産などについて自己決定意識をもつよう、性教育の充実と講座の開催など、学習機会を提供します。	心と体の健康に関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、女性特有の病気やストレスケア、健康体操など、生涯を通じた健康づくりを支援する講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、女性の心と体の健康に関する講座を実施した。	類似の講座や取り組みが庁内及び関係機関で実施されていることを踏まえ、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。	取り組みの趣旨に合致する庁内及び関係機関の講座等を集約し、公民連携により効果的に情報発信することで、全庁的な男女共同参画にかかる取り組みの促進につなげる。	すみれの講座参加者数	890	人	913	659
		（再掲）ママパパ教室（両親教室）	健康推進課	両親教室を開催し妊婦に積極的に参加を促し、妊娠・出産・育児の知識の普及や地域での仲間作りを促進する。	ママパパ教室（両親教室）を年11クール（1クール3日間）実施。 初産婦に対して、個別勧奨を実施。	個別勧奨を継続し、参加者の増加を図ることが必要。	勧奨方法を検討し、参加者の増加を図る。	妊婦の参加率	12	%	9	9
		性教育指導	指導課	学校園教育の充実をめざす中で、生命の安全や健康を自己管理する意識と、妊娠・出産に関わる性教育について、小学校・中学校の教育課程において指導及び情報提供等の支援を行う。	学校園教育の充実をめざす中で、生命の安全や健康を自己管理する意識と、妊娠・出産に関わる性教育について、小学校・中学校の教育課程において指導及び情報提供等の支援を行った。	学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	学校園教育の充実をめざす中で、生命の安全や健康を自己管理する意識と、妊娠・出産に関わる性教育について、小学校・中学校・義務教育学校の教育課程において指導及び情報提供等の支援を行う。	指導及び助言を実施した小中学校の数／全小中学校園数	100	%	100	100
		命を育む教育推進事業	人権教育課	自分の命を大切にし、自分の命を自ら守ることができる子ども、他人の命も大切にすることができる子どもを育成し、成長した将来に渡って命を大切にする姿勢を身につけた人格の形成をめざす中で、性教育や男女共生教育等の先進的な取り組みの推進を図り、各学校園にその成果を広める。	25校園に委嘱し、「命を育む教育」を実践することができた。 車いすダンスの鑑賞・講話、助産師からの命の授業など自他の命を大切にする取り組みが数多く実践された。中学生を対象とした産婦人科医の講話では、性感染症の予防や避妊教育、おなかの中の命や出産に関すること等、命の大切さを学習することができた。	いじめや虐待等、子どもたちの命を取り巻く状況は依然厳しいものがあり、今後も多くの学校園で「命を育む」教育の推進をより一層進めていく必要がある。	26校園に委嘱。新型コロナウイルス感染症対策ため休校が続く中、心の状態が不安定な子どもも少なくない。休校中もいじめや虐待等が心配される子どもには特別の見守りを行っている。登校が再開した際には、助産師や子どもを自死により亡くされた方を講師に招いての「自分の命を守る」命の教育が予定されている。	委嘱校園数	15	校園	16	25
25 生涯を通じた健康の保持・増進のための普及啓発や健康教育・健康相談・健康診査等の充実	生涯を通じた健康の保持・増進のための普及啓発や健康教育・健康相談・健康診査等を充実します。	各種健（検）診・健康教育・健康相談	健康推進課	生涯を通じた健康の保持・増進のためにがん検診や特定健康診査等の健康診査、各種健康教室、健康相談を実施する。	各種健（検）診として、セット検診や休日実施、個別検診の拡大、保育付の子宮がん検診の集団検診、市民ニーズに対応した実施に努めた。 健康相談として、あなたのまちの健康相談等を実施した（計2,779回、15,707人）。 健康教育として、スマートライフ塾や元気もりもり教室等を実施した（計476回、18,104人）。 健（検）診の予約時に、申込フォームを活用できるようにしたことで、申込みの利便性を高めた。	セット健（検）診の増加やより効果的な受診勧奨の検証を行い、受診率の向上を図ることが必要。	セット健（検）診内容のさらなる充実を図る。 引き続き地域と連携して、健（検）診の受診率向上に向けた取り組みを実施する。 乳幼児健診と同時実施の子宮がん検診（集団健診）を実施する。	乳がん検診受診率	50	%	22	22
		健康相談窓口の充実	市立病院（企画運営課）	市立病院にがん相談支援センターを設置し、がんについて、治療に関することだけでなく、看護や介護、精神的不安などのあらゆる疑問や心配事に関して相談を行い、患者・家族・知人・医療関係者など、市立病院受診の有無を問わず、さまざまな方からの相談を受ける。	がんに関する病状、治療、薬剤、看護、介護、食事、検診、医療費、精神的不安などあらゆる疑問や悩み事、心配事に対する相談を行った。相談内容を確認後、必要に応じて院内の各専門スタッフと連携をとり、相談にあたっている。外来待合付近やがん相談支援センター横に各がんについての小冊子設置を行い、またインフォメーションコーナーにおいても医療講演やイベントの紹介を掲示することで情報の発信に努めた。	きめ細やかな相談を行っていく必要がある。	さらなるきめ細やかな取り組みを実施する。	がん相談支援センターでの相談件数	1,500	件	2,243	2,238
26 妊娠・出産期における健康支援	女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、健康診査や健康相談、医療における支援を充実します。	母子保健相談員支援事業	健康推進課	地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化として「母子保健相談員（助産師）」を配置し、従来のハイリスクの妊産婦等への支援に加え、より広く、妊産婦等全体を対象とする相談支援を実施する。	母子保健相談員（助産師）が母子手帳交付時の面接、乳児相談や乳児健康診査等の受診に来所した妊産婦、健康診査等で把握した支援が必要な妊産婦に対し、相談等を実施した。	目標を達成しつつあるが、更に取り組みをすすめ、妊婦把握率の向上を図ることが必要。	妊婦把握率の向上を図る。	妊婦の把握率	100	%	100	100
		周産期医療の提供	市立病院（企画運営課）	女性が安心して妊娠・出産できるように医師確保を図りつつ、周産期医療の提供を行う。	大学からの産婦人科医、小児科医の派遣により、産科・小児科が連携してハイリスク分娩に対応できる体制を維持するなど地域周産期母子医療センターとしての役割を果たしている。 また、大阪府における新生児診療相互援助システム（NMCS）及び産婦人科診療相互援助システム（OGCS）に参画し、地域の中核病院として各周産期医療施設からの搬送を受け入れるとともに、地域の周産期医療施設と連携を図った。また、市立病院での分娩において一定の要件を満たす妊婦の希望に応じ、妊娠中のケアに助産師が積極的に関わることで、女性への周産期の充実に努めた。	全国的な産科医不足の中、限られた産科医で対応するため、当院ですべての分娩希望に応じることは難しいが、医療安全に配慮しつつハイリスク分娩を含む分娩の取扱いに引き続き対応していく必要がある。	引き続き同様に取り組みを実施する。	八尾市立病院での分娩件数	780	件	780	811
27 母子保健の増進	地域における切れ目のない妊娠・出産・子育ての支援の強化として「母子保健相談員（助産師）」を配置し、特定妊婦の早期把握に努め、その支援を行うとともに、より広く、妊産婦等全体を対象とする相談支援を実施します。	妊婦健康診査事業	健康推進課	妊娠の届出により妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図る。	妊産婦健康診査や妊婦歯科健康診査等に対する費用助成を実施した。また、妊婦健診については、受診回数を2回追加し、多胎の場合はさらに5回追加し、拡充を図った。 産後ケア事業を実施した。	各種健康診査受診率の向上を図ることが必要。	各種健康診査受診率の更なる向上を図る。	妊婦健康診査受診率	85	%	85	87
28 健康をおびやかす問題についての対策の推進	喫煙・飲酒・薬物など、健康をおびやかす問題についての情報や学習機会を提供します。	健康教育	健康推進課	喫煙によって起こる身体への影響や禁煙の方法を正しく理解してもらえる機会を提供する。	禁煙週間に職員への全課メール、FMちゃおの放送、市役所1階の電光掲示板利用、街頭での啓発ティッシュ配布（令和元年5月31日実施）、みんなの健康だよりの発行など、市民への啓発を実施した。 年3回、禁煙塾を実施した。 啓発のために、町会を通じて禁煙塾開催案内の全戸回覧を行った。 乳幼児健診において、喫煙者に対して個別指導を行った。 ママパパ教室において、禁煙・受動喫煙防止に関する健康教育を実施した。	研修参加機会の減少（以前実施されていた研修がなくなった） 加熱式たばこに関する啓発。 三師会をはじめとする、関係機関との連携 喫煙者の現状分析および対象の絞り込み	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、禁煙塾をはじめとする事業が実施できず、他の方法での禁煙に関する啓発を検討する。 禁煙週間の全課メール、FMちゃお、健康だより等対面以外での啓発の継続実施。 保健事業再開時において、喫煙者への個別指導の実施。	禁煙塾参加人数	100	人	54	63
		健康教育指導	指導課	HIV/エイズや性感染症、ドラッグ、喫煙、アルコールなどの正確な知識や予防対策についての情報提供を行う。特に思春期の男女双方には、学校教育などとの連携を図りながら、予防教育を充実させる。	性や喫煙、飲酒、薬物などの正確な知識や予防に関する情報提供を行った。特に思春期の男女双方には、学校教育などとの連携を図りながら、予防教育を充実させた。	学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	性や喫煙、飲酒、薬物などの正確な知識や予防に関する情報提供を行った。特に思春期の男女双方には、学校教育などとの連携を図りながら、予防教育を充実させる。	健康をおびやかす問題についての情報や学習機会の情報を提供した小中学校数／全小中学校数	100	%	100	100
29 自殺対策の推進	相談支援事業の充実及び「八尾市自殺対策連絡協議会」による関係機関の相互の連携や情報の共有を図ることにより、総合的かつ効果的な自殺対策を推進します。	自殺対策推進事業	保健予防課	自殺対策相談支援事業の充実及び自殺対策計画審議会、自殺対策推進会議による関係機関の相互の連携や情報の共有を図ること等により、総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。	八尾市自殺対策計画審議会及び八尾市自殺対策推進会議の開催 ゲートキーパー養成講座の実施 八尾市自殺対策相談支援事業の実施 自殺未遂者相談支援事業の実施 普及啓発活動の実施	平成30年度に策定した八尾市自殺対策推進計画の推進・進捗管理 庁内外の関係機関との情報共有や相互の連携強化 ゲートキーパーの養成講座等の人材養成 自殺に関する正しい知識の普及	八尾市自殺対策計画の推進・進捗管理 自殺対策計画審議会、自殺対策推進会議の運営 地域と連携したゲートキーパー養成講座の実施 八尾市自殺対策相談支援事業「こころといのちの相談」の実施 講演会、リーフレットの作成等による普及啓発の実施 自殺未遂者相談の強化	ゲートキーパー養成講座参加者数（累計）	500	人	785	1,343

取り組み内容		該当事業等 （取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元 実績値
基本課題（5）女性に対するあらゆる暴力の根絶												
施策10. あらゆる暴力根絶に向けた取り組みの推進												
30　DV・デートDV、性犯罪、リベンジポルノ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた啓発の推進	DV・デートDV、性犯罪、リベンジポルノ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力の防止と根絶のため、さまざまな媒体や機会を通じて啓発活動を推進します。	職員の人材育成	人事課	各種ハラスメントに関する理解を深める研修等を実施する。	公務員倫理研修において、ハラスメントを含めた内容で部長級を含めた管理職向けに「コンプライアンス研修」を実施。 また、全職員が共通の認識を持てるよう、3年1回のハラスメント研修として「男女共同参画研修」を実施した。	「ハラスメント」はその範囲が広く、すべてを網羅した内容で実施することは難しいが、「ハラスメント」への理解を深め、全職員が共通の認識を持てるよう引き続き研修を実施する必要がある。	すべての職員がハラスメントへの正しい理解と共通認識を持ち、ハラスメントの防止に取り組むため、「職場におけるハラスメントの防止等についての取扱指針」を令和2年4月に定め、懲戒処分基準改定を含む必要な措置を講じる。また、引き続き、ハラスメントの内容を含めた研修を予定。	各種ハラスメントに関する理解を深める研修等の実施回数	1	回	2	2
		「女性に対する暴力をなくす運動」に関連する行事の開催	人権政策課	毎年、11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、セミナー等を開催し、女性に対する暴力防止の啓発を行う。	市政だより「じんけん」のコーナー、ホームページ、男女共同参画センター「すみれだより」への記事掲載 DV防止啓発リーフレット、デートDV予防啓発リーフレットの配布 男女共同参画センターに、女性への暴力防止の「パープルリボン」と児童虐待防止の「オレンジリボン」を掲示 公用車への啓発マグネットシートの貼り付け 市役所本庁1階市民待合ロビー広告付き番号案内システムにおける啓発（子育て支援課と合同実施） 懸垂幕の掲出(子育て支援課と合同実施）	市政だよりやホームページ等による情報発信のほか、効果的な啓発を検討していく必要がある。	市政だより「じんけん」のコーナー、ホームページへの記事掲載 DV防止啓発リーフレット、デートDV予防啓発リーフレットの配布 男女共同参画センターに、女性への暴力防止の「パープルリボン」と児童虐待防止の「オレンジリボン」を掲示 公用車への啓発マグネットシートの貼り付け 市役所本庁1階市民待合ロビー広告付き番号案内システムにおける啓発（子育て支援課と合同実施） 懸垂幕の掲出(子育て支援課と合同実施）	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて実施する人権啓発セミナーの参加者数	90	人	80	0
		（再掲）事業所向け普及啓発	労働支援課	八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた普及啓発に取り組む。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。	八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用など多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施する。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架することで、加入促進及び啓発を行う。	八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数	188	事業所	134	132
		教職員の人材育成	総務人事課（教育サポートセンター）	各種ハラスメントに関する理解を深める研修等を実施する。	管理職を対象としハラスメントに関する理解を深める研修　1回 新規採用教職員を対象としハラスメントに関する理解を深める研修　1回	管理職に対し、研修以外にも校長会等の機会に周知を図っている。今後も継続して周知徹底を図っていく。	管理職を対象としハラスメントに関する理解を深める研修及び新規採用教職員を対象としハラスメントに関する理解を深める研修を開催する。	各種ハラスメントに関する理解を深める研修等の実施回数	2	回	2	2
		人権教育研修	人権教育課	DV・デートDV、性犯罪、リベンジポルノ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力の防止と根絶をめざすために、教職員の意識をさらに高めるための人権教育研修を実施し、各学校園での取り組みの推進を図る。	研修「男女共同参画社会をめざす学校づくり」（関西大学教授多賀太氏）を実施。ジェンダーに関する問題、多様な性の問題について学ぶ機会とした。	いじめ、虐待、DV等により子どもたちの命が危険にさらされるような事象等、子どもたちの人権が脅かされている現状の中、すべての子どもたちが安心して生活することができ、自分のことや他人のこと、そして友だちのことを大切にし、人権を守っていく実践力を養う教育の推進が望まれる。	「ジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題」（うるわ総合法律事務所弁護士　仲岡しゅん氏）を実施予定。LGBT・性の多様性について、職場でのハラスメントや女性のための法律相談等の内容での講演を予定している。	研修受講者数	64	人	61	46
31　犯罪防止のための地域環境の整備	公園や道路などへの街灯などの整備や地域ぐるみで犯罪防止の取り組みを進めます。	防犯灯整備推進事業	危機管理課	犯罪のない明るいまちづくりのために、町会（自治会）に防犯灯の整備を促進する。	防犯灯の新設については目標値の達成に至らなかったものの、蛍光灯より明るいLEDへの取替えを含め、着実に整備を進めることができた。	小規模な町会が、防犯灯の新設・LED化ができるように、補助率を維持・改善していくことが必要。	引き続き、八尾市防犯灯整備補助金交付要綱等に基づいて町会（自治会）に補助金を交付することにより、地域による防犯灯の設置・維持管理を促進する。	町会（自治会）により新設される防犯灯の設置数	230	灯	125	95
32　相談窓口の周知	「すみれ」、八尾市子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、大阪府女性相談センターなどの相談窓口の周知を図ります。	相談窓口を掲載した啓発カード等の配布	人権政策課	相談窓口を掲載した啓発カードやチラシ等を市内公共施設や暴力に関するセミナー開催時に配布し、相談窓口を広く周知する。	相談窓口を掲載した啓発カードやチラシ等を市内公共施設に配布した。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に実施した人権啓発セミナー開催時に、啓発カード等を配布した。 女性相談等、相談窓口を掲載したチラシの町会回覧を実施した。 庁内女子トイレへの配架、市政だよりや、ホームページにより周知に努めた。	相談窓口の更なる周知を図る必要がある。	相談窓口を掲載した啓発カードやチラシ等を市内公共施設に配布する。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に人権啓発セミナーを開催時し、啓発カード等を配布する。 女性相談等、相談窓口を掲載したチラシの町会回覧を実施する。 庁内女子トイレへの配架、市政だよりや、ホームページにより周知する。	啓発カードやチラシ等の配布回数	2	回	2	2
		八尾市子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」の周知	子育て支援課	就学時前の子どもがいる保護者を対象に配布する「子育てお・う・え・んBOOK」に子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」の案内を掲載し、市民への周知に努める。	相談先である「みらい」の案内を掲載した子育ておうえんBOOKを12,000部発行し、子育て支援機関や認定こども園・保育園・幼稚園等に配架した。また母子健康保健手帳と同時に子育ておうえんBOOKを配布し、妊婦へも周知した。	他の子育てサービス情報と一緒に掲載されていることもあり、わかりやすいよう表示の工夫等が必要。	相談先である「みらい」の案内を掲載した子育ておうえんBOOKを発行し、子育て支援機関や認定こども園・保育園・幼稚園等に配架する。また母子健康保健手帳と同時に子育ておうえんBOOKを配布し、妊婦へも周知する。	「子育てお・う・え・んBOOK」の発行部数	12,500	部	12,000	12,000
施策11. 子ども、若者への予防啓発の推進												
33　暴力を防止する教育の推進	暴力を防止し、すべての人の人権を尊重することができる意識をはぐくむため、学校教育などを通じて、子どもの頃からの人権教育・啓発に取り組みます。	命を育む教育推進事業	人権教育課	自分の命を大切にし、自分の命を自ら守ることができる子ども、他人の命も大切にすることができる子どもを育成し、成長した将来に渡って命を大切にする姿勢を身につけた人格の形成をめざす中で、生命を育んだり、触れ合ったりする体験や誕生・出産等をテーマにした取り組みを実施し、「かけがえのない命」を実感することで、暴力を否定する教育の推進を図り、その成果を各学校園に広める。	25校園に委嘱し、「命を育む教育」を実践することができた。車いすダンスの鑑賞・講話、助産師からの命の授業など自他の命を大切にする取り組みから、「命の尊さ」を実感することで、暴力を否定する教育の推進を図ることができた。	いじめや虐待等、子どもたちの命を取り巻く状況は依然厳しいものがあり、今後も多くの学校園で「命を育む」教育の推進をより一層進めていく必要がある。	26校園に委嘱。車いすダンスの鑑賞・講話、助産師からの命の授業など自他の命を大切にする取り組みが予定されている。「かけがえのない命」を実感することで、暴力を否定する教育の推進を図っていく。	委嘱校園数	15	校園	16	25
34　デートDVの予防・啓発の推進	新たな被害者・加害者を生み出さないようにするために、小学校の高学年や中学生等の早い段階から、啓発リーフレットの配付や学習機会を提供するなど、デートDVの予防啓発に向けた取り組みを行います。 また、教育関係者や保護者に対する研修等を充実します。	デートDV予防啓発リーフレットの配付	人権政策課	デートDVについての正しい知識と理解を周知するため、デートDV予防啓発リーフレットを配付するなど、若年層を中心に起こる交際相手等からの暴力を防ぎ、ひいては配偶者等からの暴力防止にも繋げる。	市内公立中学校の生徒を対象に、デートDV予防啓発リーフレットを配付 人権啓発セミナー開催時に配布 新規採用職員向け男女共同参画研修開催時に配布 男女共同参画センターすみれにて配布	リーフレット作成にあたっては、中学生向けには、平易な表現やわかりやすい内容にすることが必要となる。	引き続き、デートDV予防啓発リーフレットを配布する等、啓発活動を行う。	デートDV予防啓発リーフレットを配布した回数	5	回	5	4
		命を育む教育推進事業	人権教育課	自分の命を大切にし、自分の命を自ら守ることができる子ども、他人の命も大切にすることができる子どもを育成し、成長した将来に渡って命を大切にする姿勢を身につけた人格の形成をめざす中で、男女共生教育やデートDVの予防・啓発の取り組みを推進し、その成果を各学校に広める。	25校園に委嘱し、「命を育む教育」を実践することができた。車いすダンスの鑑賞・講話、助産師からの命の授業など特色ある取り組みが数多く実践された。LGBT当事者からの講話では、性は多様であることや人権について、誰もが対等な関係であることを見つめなおす機会となった。	いじめや虐待等、子どもたちの命を取り巻く状況は依然厳しいものがあり、今後も多くの学校園で「命を育む」教育の推進をより一層進めていく必要がある。	26校園に委嘱。車いすダンスの鑑賞・講話、助産師からの命の授業など自他の命を大切にする取り組みなど特色ある取り組みが予定されている。ジェンダーにかかわらず、人権平等の重要性という観点に立った取り組みを「命を育む」教育で実践していく。	委嘱校園数	15	校園	16	25

取り組み内容		該当事業等（取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元実績値
施策12. 被害者支援体制の充実												
35 相談支援体制の機能の充実	相談、情報提供、関係機関との連絡調整等の機能の充実を図り、誰もが安心して利用できる相談支援体制の構築に向けて検討を進めます。	八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会の開催	人権政策課	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する課題について、適切な連携の下で組織的に対応することにより、DV被害者の適切な支援を図る。（※DV対応連絡会構成所属…コミュニティ政策推進課、市民課、生活支援課、生活福祉課、高齢介護課、障がい福祉課、健康推進課、健康保険課、保健予防課、子育て支援課、労働支援課、住宅管理課、人権教育課）	庁内関係課（14課）の実務担当者からなる八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、DV被害者支援について、連携のあり方や支援のあり方の情報共有、意見交換を行った。 また、ケースごとに、被害者ニーズに沿った支援を行うため、関係各課と連携して対応を行った。	引き続き、連絡会において、DV被害者支援について連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る必要がある。	引き続き、連絡会において、連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る。	連絡会の開催回数	1	回	1	1
36 外国人市民、高齢者、障がいのある人への配慮	外国人市民、高齢者、障がいのある人の状況に配慮して、相談に対応します。	関係機関と連携した被害者支援	人権政策課	外国人市民、高齢者、障がいのある人の状況に配慮して、関係機関と連携して対応を行う。	外国人市民、高齢者、障がいのある人等への対応については、必要に応じて、関係機関、関係課と連携して対応し、DV等被害者への支援を行った。	引き続き、庁内関係課を始めとした関係機関と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV等被害者の支援を図る必要がある。	庁内関係課を始めとした関係機関と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV等被害者の支援を図る。	関係機関と連携した支援が必要な方に対して、適切に対応した割合（連携して対応した件数／連携した支援が必要な件数）	100	%	100	100
		外国人市民相談事業	文化国際課	外国人集住地域に近いコミュニティセンターに多言語による生活相談窓口を設置し、言語・文化・生活習慣等の違いから生じる日常生活上の不安を解消するための支援や、市内行政機関における窓口手続きの支援を行う。	国の「外国人受入環境整備交付金」を活用し、（公財）八尾市国際交流センター事務局に併設する相談窓口を新たに設置し、既存の相談窓口と連携させることで相談体制の拡充を図った。	相談窓口体制が拡充したことについて、より多くの外国人に周知を行っていく必要がある。	言語・文化・生活習慣等の違いから生じる日常生活の不安を解消するため、多言語対応できる3箇所の相談窓口運営を継続する。	外国人市民相談事業件数	1,000	件	960	1,134
		外国人市民相談事業	コミュニティ政策推進課	外国人市民行政相談窓口通訳者を配置し、関係機関と連携して、外国人市民がDV被害等に対して適切な相談を受けることが出来るように、相談窓口の充実に努める。	市民相談窓口に、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時～午後5時、外国人市民行政相談窓口通訳者を配置して、外国人市民のDV被害等に対して、適切な相談を受けることができる体制を整えた。	外国人市民は、生活習慣の違いから、DV被害を受けていながら、それをDVだと認識できないケースがあるため、外国人向けの啓発が必要である。	市民相談窓口に、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時～午後5時、外国人市民行政相談窓口通訳者を配置して、外国人市民のDV被害等に対して、適切な相談を受ける。	外国人市民行政相談窓口通訳者の配置日数	245	日	244	244
		住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置	市民課	外国人市民、高齢者、障がいのある支援者及び相談者に対して、丁寧な説明を心がけるとともに、必要に応じて、通訳者等を同席させ当措置の理解に努める。	外国人市民、高齢者、障がいのある支援者及び相談者に対して、丁寧・適切に対応した。（適切に対応した件数39件／支援が必要な件数39件）	外国人市民に対して文書を送付した際に、担当者氏名が漢字で読めないとの指摘があった。担当者氏名にふりがなを記載することで対応したが、今後も丁寧な対応を心掛ける。	外国人市民、高齢者、障がいのある支援者及び相談者に対して、丁寧・適切に対応を行う。	外国人市民、高齢者、障がいのある支援者及び相談者に対して、適切に対応した割合（適切に対応した件数／支援が必要な件数）	100	%	100	100
		地域包括支援センター相談体制の充実	高齢介護課	DV被害者が高齢あるいは障がいがあるなどの場合、適切な相談が受けられるよう、それぞれの担当課と連携して相談に対応する。	地域包括支援センターの相談対応件数(基幹型・地域型15か所の計)37,516件。うち,権利擁護相談件数3,996件 随時会議開催回数132回（うち、自立支援型地域ケア会議開催回数4回）。	支援が必要となる背景には、複合的な課題がみられるため、当事者だけでの対応やひとつの支援機関だけの対応では解決が難しい。	高齢者が安全に生活していくことができるように、関係機関と連携していく。	関係機関と連携した支援が必要な方に対して、適切に対応した割合（連携して対応した件数/連携した支援が必要な件数）	100	%	100	100
		障がい者相談支援事業	障がい福祉課	障がい者等の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）の各分野に精通した相談支援事業所に委託を行い、各事業所が連携を取りながら障がい者等や、保護者、介護者への相談支援を実施した。	基幹相談支援センターと連携した、さらなる相談支援体制の強化	3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）の各分野に精通した相談支援事業所に委託を行い、各事業所が連携を取りながら障がい者等や、保護者、介護者への相談支援を実施する。	障がい者相談支援委託事業所数	4	ヶ所	4	4
37 緊急時における被害者の安全確保	危険があり緊急を要するDV被害者に対して、警察署や配偶者暴力相談支援センター等との連携のもとで、一時保護につなぐなどの被害者の安全に重点をおいた支援を行います。	緊急一時保護の支援	人権政策課	DV等により、緊急に被害者の保護が必要となった場合、大阪府女性相談センターや警察等の関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援を行い、一時保護の対応を行う。	人権政策課で相談対応した中で、DV等（交際相手からの暴力を含む）を主訴とする相談のうち、緊急に被害者の保護を必要とする5件について、一時保護の対応を行った。 （一時保護の対応を行った件数　5件／一時保護を必要とする人の件数　5件）	引き続き、関係機関と連携して対応する。	被害者の安全に配慮しながら、関係機関と連携して対応する必要がある。	緊急一時保護を必要とする人に対して適切に対応した割合（一時保護の対応を行った件数／一時保護を必要とする人の件数）	100	%	100	100
		高齢者虐待の支援	高齢介護課	高齢介護課及び八尾市地域包括支援センターにおいて高齢者虐待に関する相談対応を実施。高齢者のDVは、権利侵害事例であることから高齢者虐待ケースとして、関係機関と連携し対応する。	・高齢者虐待通報件数152件、うち虐待と判断した件数87件。	高齢者虐待の要因として「認知症による言動の混乱」が最も多くみられているが、養護者や家族員自身が抱える問題の重なりによって虐待が生じている事例や、多問題を抱えた家族員が虐待する事例もみられる。しかし、アルコール問題や精神疾患を抱える家族の支援者が不在であることにより支援を十分に整えられないケースも多く、養護者支援の整備について大きな課題となっている。	高齢者が安全に生活していくことができるように、関係機関と連携していく。	関係機関と連携した支援が必要な方に対して、適切に対応した割合（連携して対応した件数/連携した支援が必要な件数）	100	%	100	100
		緊急時障がい者等保護事業	障がい福祉課	在宅の障がい者等が緊急やむを得ない事由で、福祉サービスの支給を受けることが困難な時に、一時的に短期入所サービス等の利用を行うことにより、日常生活の安定を図る。	障がい者等に対し、緊急やむを得ない事由で一時的に保護する必要が生じた際に、入所のための居室を確保し、一時保護につなげた。	利用の見込みが難しく、利用者が多数出た場合の居室や予算の確保	障がい者等に対し、緊急やむを得ない事由で一時的に保護する必要が生じた際に、入所のための居室を確保し、一時保護につなげる。	やむを得ない措置による短期入所利用者数	2	人	1	1
		母子緊急一時保護事業	子育て支援課	不測の事態により精神的又は経済的に緊急の保護を必要とする母子世帯を一時的に保護する。	生活困窮等の経済的に緊急の保護を必要とするケースについて母子家庭1世帯、2人の一時保護を実施した。	生活困窮等で母子緊急一時保護事業を適用した母子世帯の自立のために、関係機関とのより一層の連携が必要である。	生活困窮等の経済的に緊急の保護を必要とするケースについて一時保護を実施する。	一時保護の利用件数	5	件	2	1
38 被害者の自立支援	DV被害者が置かれた状況に応じて、必要となる手続き等について、さまざまな制度に関する情報を提供します。また、被害者の安全を確保するため、住民基本台帳における閲覧制限等の支援を実施するとともに、住民基本台帳の情報の提供を受けている関係課に対し、DV被害者情報の管理の徹底を呼びかけます。	被害者の自立を支援する各種情報の提供	人権政策課	DV等被害者の状況に応じて、各種制度の利用により生活再建が図れるよう、必要となる手続き等についての助言、情報提供、他機関紹介を行うなど、適切な支援を行う。	DV相談員の配置や、やおDV相談専用ダイヤルの運用により、DV等被害者が置かれた状況に応じて、関係機関と連携し、必要となる手続きや、さまざまな制度等について、適切に助言、情報提供、他機関紹介等を行った。	多様で複雑な相談内容に対応するため、関係機関と連携した支援が必要であり、相談体制の充実が課題である。	引き続き、DV相談員の配置や、やおDV相談専用ダイヤルの運用により、DV等被害者が置かれた状況に応じて、関係機関と連携し、必要となる手続きや、さまざまな制度等について、適切に助言、情報提供、他機関紹介等を行う。	DV等被害者の状況に応じて、適切な支援を行った割合（適切な支援を行った件数／DV等相談件数）	100	%	100	100
		住民基本台帳事務における支援措置にかかる意見付与	人権政策課	DV等被害者から住民基本台帳事務における支援措置の申出に対して、被害者を保護するため、相談機関として意見付与を行う。	住民基本台帳事務における支援措置について、2年目以降の延長の申出があった場合、市民課担当と共に申出者の状況を確認し、DV等により、引き続き、閲覧制限等の支援措置が必要と認められたとき、人権政策課において意見付与を行った。 （意見付与を行った件数　91件／継続して支援措置が必要な人の件数　91件）	複数回継続して意見付与を行うケースが累積されるため、年々件数が増加している。被害者の安全を守るため、関係課との連携が必要である。	引き続き、関係課と連携して対応する。	支援措置が必要と認められる方に意見付与を行った割合（意見付与を行った件数／継続して支援措置が必要な人の件数）	100	%	100	100
		住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置	市民課	・住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を行う。 ・関係各課へ支援対象者の情報提供を行う。	住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を行った。（適切に対応した件数155件／被害者保護のための措置が必要な件数155件） 関係各課へ支援対象者の情報提供を行い、協力を仰いだ。	支援者に対し当措置の説明を行っているが、代理人が住民票等の請求をする場合がある。本人への説明が不十分である可能性があるため、注意事項の案内を徹底するよう引き続き努める。	当措置については年々増加傾向にあり、相談者及び支援者についても多様化している。関係各課、相談機関と連携し、適切に措置を行う。	被害者保護のための措置を適切に行った割合（適切に対応した件数/被害者保護のための措置が必要な件数）	100	%	100	100

取り組み内容		該当事業等 （取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元 実績値
39 推進体制の充実	「八尾市DV対応連絡会」や「八尾市男女共同参画施策推進本部」、「八尾市男女共同参画審議会」などにおいて、DV被害者の総合的な支援のあり方や市の施策の方向性などを検討し、推進体制の充実を図ります。	（再掲）八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会の開催	人権政策課	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する課題について、適切な連携の下で組織的に対応することにより、DV被害者の適切な支援を図る。	庁内関係課（14課）の実務担当者からなる八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、DV被害者支援について、連携のあり方や支援のあり方の情報共有、意見交換を行った。 また、ケースごとに、被害者ニーズに沿った支援を行うため、関係各課と連携して対応を行った。	引き続き、連絡会において、DV被害者支援について連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る必要がある。	引き続き、連絡会において、連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る。	連絡会の開催回数	1	回	1	1
40 関係機関との連携強化	大阪府と府内DVにかかわる機関や市町村で構成するブロック会議等を通じて、情報収集に努めるとともに、大阪府や近隣の市町村との連携強化を図ります。	大阪府や近隣市町村との連携	人権政策課	大阪府と府内DVにかかわる機関や市町村で構成するブロック会議等を通じて、情報収集に努めるとともに、大阪府や近隣の市町村との連携強化を図る。	「大阪府内市町村における相談員及び相談事業関係者のためブロック別情報交換・事例検討会」＜大阪市・中河内ブロック＞へ参加し、各市町村・男女共同参画センターにおける女性のための相談及びDV相談における課題等について、大阪府、近隣市と情報交換、事例検討を行った。 「大阪府内市町村相談員等研修会～大阪府内7ブロック情報交換・事例検討会から見えてきた課題～」に参加し、各ブロックから浮かび上がってきた課題を全体で共有し、課題解決に向けての学びを深める機会とした。	DV相談等の複雑多様な相談内容に対応するため、大阪府、他市町村の課題や対応について情報共有を図るなど、今後も連携強化に努める必要がある。	DV相談等の複雑多様な相談内容に対応するため、大阪府、他市町村の課題や対応について情報共有を図るなど、今後も連携強化に努める。	ブロック別情報交換・事例検討会への参加回数	2	回	2	2
41 加害者への対応	加害者を対象とした国・大阪府等の取り組みに関する情報収集に努めます。	国・大阪府が主催する説明会への参加	人権政策課	国・大阪府等が主催するDV被害者支援に関する研修会等へ参加し、加害者を対象とした取り組み等の情報収集を行う。	国・大阪府等が主催するDV被害者支援に関する研修会等へ参加し、情報収集と知識の向上に努めた。 大阪府「DV被害者の地域支援者養成講座」（7回） 大阪府「大阪府における男女共同参画施策に関わる市町村職員のための研修プログラム」（2回） 大阪府「大阪府内市町村相談員等研修会～大阪府内7ブロック」（1回） 大阪府「大阪府内市町村相談員等研修会～7ブロック情報交換・事例検討会構成事例から学ぶ～」（1回） 大阪府「大阪府婦人相談員連絡会議」（1回） 大阪府「「DV被害者支援のために医療関係者ができること」」（1回）	研修を受講した職員だけではなく、他の職員が研修や講座で得た知識やスキルを共有できるよう、フィードバックの仕組みが重要である。 配偶者等からの暴力の防止に向けた加害者への対応については、国・大阪府の動向などに注視しつつ、情報収集に努めるなど、適切に対応する。	引き続き、国・大阪府等が主催するDV被害者支援に関する研修会等へ参加し、加害者を対象とした取り組み等の情報収集を行う。	DV被害者支援に関する研修会等への参加回数	10	回	18	13
基本課題（6）さまざまな困難を抱える人々への支援												
施策13. ひとり親家庭への支援												
42 ひとり親家庭への支援の充実	生活や子育て等のさまざまな場面で困難な状況にあるひとり親家庭への支援を充実します。	ひとり親家庭医療費公費負担事業	こども政策課	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健康増進、福祉の向上を図るため、医療保険により受診した場合に医療費の一部自己負担額を控除した額を公費で負担する。	八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づき、医療費の助成を行った。	子どもの貧困対策において支援すべき対象者としてひとり親家庭世帯が取り上げられており、制度変更されることも考えられるため、国や府の動向に注視が必要である。	八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づき、医療費の助成を行う。	対象者数	6,000	人	5,716	5,457
		児童扶養手当の給付	こども政策課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進と、児童の心身の健やかな成長に寄与するために、当該児童について児童扶養手当を支給する。	市政だより、ホームページ、子育ておうえんBOOKなどにより制度の周知を図った。また、マイナンバーを活用し、迅速かつ正確に給付を行った。	令和元年度に支払回数がそれまでの年3回から、年6回の隔月支払に変更されたことなど制度変更を含めた制度全般について周知を図る必要がある。	市政だより、ホームページ、子育て応援BOOKなどさまざまな媒体により制度の周知を図る。また、マイナンバーを活用し、申請手続き時等における市民の利便性向上に努める。	受給者数（年度末）	2,900	人	2,546	2,463
		母子家庭等自立支援事業	子育て支援課	母子家庭・父子家庭の自立を促すために、就労支援を行う。	母子家庭等・就業自立支援センター事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 支給者数23人、延べ支給月数233ヶ月 母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 支給者数4人 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 支給者数13人 ひとり親家庭の無料法律相談 月1回実施	新型コロナウイルスの影響で、経済状況の悪化が懸念されるなか、相対的貧困率が高いひとり親世帯の自立支援がより重要性を増している。	母子家庭等・就業自立支援センター事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の無料法律相談 養育費確保の支援事業	母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給者数	25	人	26	23
		ひとり親家庭の親への就労支援	労働支援課	地域就労支援事業において、働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・家庭状況・出身地など、さまざまな理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、就労に向けた支援を実施する。	平成30年度より相談拠点を市内3カ所から5カ所に拡充し、就労困難者等に対しより身近に相談できる環境を整え、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催した。 令和元年度 相談件数 1,697件	就労困難者等が抱える課題はさまざまであるため、個々の相談者に応じた丁寧な支援を継続していく必要がある。	地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施する。パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催する。	地域就労支援事業相談件数	1,100	件	2,206	1,697
施策14. 介護・介助を必要とする人への福祉の充実												
43 介護・介助を必要とする人への福祉の充実	介護・介助を必要とする人が、安心して適切なサービスを受けることができるよう、サービスの質の向上に努めます。	介護保険事業者等の人権研修	高齢介護課	介護保険の事業者従事者の人権意識の向上と被保険者の人権を守るため、人権研修を実施する。	適切な介護保険事業運営を図るため、適正化事業を計画的に実施した。	介護保険の事業者従事者の人権意識の向上と被保険者の人権を守るため、人権研修を実施する必要がある。	認知症サポーター養成講座を実施する。	事業者連絡協議会と同時に実施する人権研修の参加者数	250	人	273	228
		地域ケア会議	高齢介護課	困難ケースについて関係機関で集まり、支援方針を決定する。また地域課題を抽出し、課題解決に向けて対策提言を行う。	地域ケア連絡協議会1回/年、地域ケアケース会議21回/年（地域ケアケース会議合同定例会1回/年、地域ケアケース会議（定例会）20回/年）、随時会議開催数132回（うち自立支援型地域ケア会議開催回数4回）。	支援が必要となる背景には、複合的な課題がみられるため、当事者だけでの対応やひとつの支援機関だけの対応では解決が難しい。	高齢者が住み慣れた地域で安心、安全な生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係機関及び地域住民が連携し、地域のネットワークの強化に向けての具体的方法について引き続き検討する。	地域ケア会議開催件数	90	件	149	154
		介護給付事業	障がい福祉課	障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な障がい福祉サービスに係る給付や支援を行う。	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、同行援護等の障がい福祉サービスの給付を行った。	利用者や事業所が増加していく中での、サービスの質の確保。	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、同行援護等の障がい福祉サービスの給付を行う。	居宅介護等の月平均利用量	12,422	時間	21,108	22,787

取り組み内容		該当事業等（取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元実績値
施策15. 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援												
44 外国人市民に対する多言語による情報提供	外国人市民が安心して暮らせるように、市政や日常生活に必要なさまざまな情報を多言語で提供するなどのサービスの向上に努めます。	外国人市民への情報提供事業	文化国際課	市政や日常生活に必要なさまざまな情報を多言語で提供する「多言語情報誌」を発行する。	毎月、市政だよりから外国人市民に必要な記事を抜粋し、中国語・ベトナム語・英語の3言語に翻訳した「多言語情報誌」を市内行政機関等に配架した。	市の発信する情報が、より多くの外国人市民へ伝わりやすくなるよう工夫が必要である。	外国人市民が安心して暮らせるよう、引き続き「多言語情報誌」を発行する。	多言語情報誌発行回数／年	12	回	12	12
45 複合的に困難な状況に置かれている人々に対する関係機関と連携した支援	性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対して、関係機関と連携した支援を行います。	八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を通じた関係機関連携の呼びかけ	人権政策課	性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対する支援について、関係機関との連携し、被害者の状況に応じた迅速かつ適切な支援を行うことができるよう、八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会で依頼する。	庁内関係課（14課）による八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、DV被害者支援について、被害者の状況に応じた連携のあり方や支援のあり方の情報共有、意見交換を行った。	今後も引き続き、連絡会において、連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、相談対応ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る必要がある。	引き続き、連絡会において、連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、相談対応ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る。	連絡会の開催回数	1	回	1	1
		（公財）八尾市国際交流センターへの支援	文化国際課	（公財）八尾市国際交流センターへの運営支援を行い、広く市民の国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、国際平和に貢献する。	（公財）八尾市国際交流センターに対して運営経費補助金の交付を行った。	八尾市域の多文化共生の拠点として、市民・各種団体・企業等と連携した取り組みを進める等、事業内容の充実を図るための働きかけが必要である。	広く市民の国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、国際平和に貢献するため、引き続き（公財）八尾市国際交流センターへの運営支援を行う。	（公財）八尾市国際交流センターにおける年間事業数	20	件	21	21
		コミュニケーションサポーター派遣業務	高齢介護課	外国語の通訳が必要な方及び視覚障がい者などの意志疎通が困難な被保険者の要介護認定調査時に、通訳者の派遣を行う。	要介護認定調査を受けるに際して、中国語の通訳者（ 1件）、手話通訳者（9件）、手話のできる調査員（8件）など必要な通訳者等の派遣を行った。	今後も必要に応じて通訳者の派遣を行っていく必要がある。	外国語の通訳が必要な方及び視覚障がい者などの意志疎通が困難な被保険者の要介護認定調査時に、通訳者の派遣を行う。	通訳者の派遣を希望する被保険者に対して、派遣を行った割合	100	%	100	100
		（再掲）地域ケア会議	高齢介護課	困難ケースについて関係機関で集まり、支援方針を決定する。また地域課題を抽出し、課題解決に向けて対策提言を行う。	地域ケア連絡協議会1回/年、地域ケアケース会議21回/年（地域ケアケース会議合同定例会1回/年、地域ケアケース会議（定例会）20回/年）、随時会議開催回数132回（うち自立支援型地域ケア会議開催回数4回）。	支援が必要となる背景には、複合的な課題がみられるため、当事者だけでの対応やひとつの支援機関だけの対応では解決が難しい。	高齢者が住み慣れた地域で安心、安全な生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係機関及び地域住民が連携し、地域のネットワークの強化に向けての具体的方法について引き続き検討する。	地域ケア会議開催件数	90	件	149	154
		（再掲）障がい者相談支援事業	障がい福祉課	障がい者等の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）の各分野に精通した相談支援事業所に委託を行い、各事業所が連携を取りながら障がい者等や、保護者、介護者への相談支援を実施した。	基幹相談支援センターと連携した、さらなる相談支援体制の強化	3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）の各分野に精通した相談支援事業所に委託を行い、各事業所が連携を取りながら障がい者等や、保護者、介護者への相談支援を実施する。	障がい者相談支援委託事業所数	4	ヶ所	4	4
		識字・日本語教室	生涯学習スポーツ課	「よみ・かき・ことば」を必要とする市民に対し、継続的な学習の機会を提供する。	定期的に教室を開催し、「よみ・かき・ことば」など学習の機会を継続的に提供した。	「よみ・かき・ことば」を必要とする市民がいる現状を踏まえて、引き続き関係者と協議しながら実施していく必要がある。	定期的に教室を開催し、「よみ・かき・ことば」など学習の機会を継続的に提供する。	教室開催回数	116	回	114	108
46 人権尊重の観点からの配慮	性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々などに対する偏見や差別をなくす啓発を進めます。また、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点から配慮します。	人権啓発セミナーの開催	人権政策課	市民を対象に、広く人権問題全般にわたる情報を提供し、人権学習の推進に努める。また、年間1回は女性の人権をテーマに開催する。	第1回：「子どもの貧困～おてらおやつクラブの活動の現場から～」（参加者：135人） 第2回：「発達凸凹、発達障害とは何か ～当事者からのメッセージ～」（参加者：136人） 人権課題が多様化する中で、女性の人権をテーマにしたセミナーは開催できなかった。	時事性の高いテーマや市民ニーズを把握したテーマ設定及び講師選定が必要である。セミナーを継続実施することで、市民の人権意識の向上を図る必要がある。	2回実施予定。時事性の高いテーマや市民ニーズを把握したテーマ設定により、市民の人権意識の向上を図る。	人権啓発セミナーの年間開催回数	3	回	3	2
		（再掲）人権教育研修	人権教育課	性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々などに対する理解を深め、偏見や差別をなくすことをめざした人権研修を実施し、各学校園での取り組みの推進を図る。	偏見や差別をなくすことを目的とした人権教育研修を実施し、性的マイノリティ、障がいがあること、外国人であること等さまざまな困難に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている人々などに対する理解を深めた。また、自分自身がとらわれているかもしれない固定的な性別役割分担意識を見つめ直す機会となった。	男女共生等、障がい者問題、同和問題など、さまざまな人権課題について学ぶことで、一人ひとりがありのままで暮らせる社会をめざした取り組みを進める必要がある。	複数回の人権教育研修を実施予定。人権尊重の教育をより一層前進させるため、人権教育推進上の課題や実践事例等について研修を行い、教職員の人権意識の高揚と資質の向上を図る。	研修受講者数	64	人	61	46
47 生活困窮者の自立に向けた支援の充実	「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い設置した「八尾市生活支援相談センター」において、相談者の抱える生活困窮を軸とした複合的な課題に対し、関係機関等と連携し、個別的、包括的、継続的な支援を行います。	生活困窮者自立相談支援事業	生活支援課	専門相談員による生活保護に至る前段階での生活困窮者に対しての早期の相談支援、第一次的な相談窓口としての寄り添い型支援を行い、生活困窮に陥っている原因を見つけ、関係機関との連携を行いながら、解決に向けての支援を実施する。	相談実績 415件 支援プラン作成数 197件	関係機関との連携強化 生活困窮者自立支援制度の周知	相談の実施 支援プラン作成 関係機関と連携による支援 子どもの学習支援（子ども政策課と共同実施）	支援プラン作成件数	91	件	125	197

取り組み内容		該当事業等（取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元実績値
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成												
基本課題(7)子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成												
施策16. 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解促進												
48 認定こども園、保育所(園)、幼稚園、小・中学校等における男女平等教育・学習の推進	子どもの頃から男女共同参画意識をはぐくむため、あらゆる機会において、男女平等教育を推進します。	「人権を大切にする心を育てる」保育推進事業	こども施設課	「人権を大切にする心を育てる」保育を推進するための学習・研究を行い、児童に保育所(園)という生活の場を通じて伝えていく。	大阪保育子育て人権研究集会への参加。(各園1名とこども施設課1名の参加)	令和元年度から主な研修については教育センターに移管し、実施することとなった。大阪保育子育て人権研究集会へは今後も引き続き参加する。	大阪保育子育て人権研究集会への参加。(各園1名とこども施設課1名の参加)	大阪保育子育て人権研究集会への参加数	8	人	－	8
		男女平等教育指導	指導課	学校園教育の充実をめざす中で、男女平等・男女共同参画について、幼稚園・小学校・中学校の教育課程において指導及び助言を行う。	学校園教育の充実をめざす中で、男女平等・男女共同参画について、幼稚園・小学校・中学校の教育課程において指導及び助言を行った。	学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	学校園教育の充実をめざす中で、男女平等・男女共同参画について、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の教育課程において指導及び助言を行う。	指導及び助言を実施した学校園の数／全学校園数	100	%	100	100
		命を育む教育推進事業	人権教育課	自分の命を大切にし、自分の命を自ら守ることができる子ども、他人の命も大切にすることができる子どもを育成し、成長した将来に渡って命を大切にする姿勢を身につけた人格の形成をめざす中で、男女共同参画意識をはぐくむための男女共生教育等の先進的な取り組みの推進を図り、各学校園にその成果を広める。	25校園に委嘱し、「命を育む教育」を実践することができた。車いすダンサー、助産師等の講話を通して「命の尊さ」を実感するとともに、男女共同参画意識を育む取り組みが実践された。	性別によって進路選択等が限られることがないように、学校園での集団づくりや人権学習の取り組みにより、男女共生について学んでいくことが求められる。	26校園に委嘱。車いすダンスの鑑賞・講話、助産師さんからの命の授業など自他の命を大切にする取り組みなど特色ある取り組みが予定されている。また、取り組みの中で男女平等の社会を意識した教育を実践していく。	委嘱校園数	15	校園	16	25
49 男女平等に基づいた性に関する教育の充実	男女が共に互いの人格と人権を尊重することができるよう、年齢に応じて性に関する正しい知識・情報を提供するとともに、学習機会の充実を図ります。	男女平等教育指導、性教育指導	指導課	学校園教育の充実をめざし、男女が互いに人格・人権を尊重しあえるように、幼稚園・小学校・中学校の教育課程において指導及び助言を行う。	学校園教育の充実をめざし、男女が互いに人格・人権を尊重しあえるように、幼稚園・小学校・中学校の教育課程において指導及び助言を行った。	学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	学校園教育の充実をめざし、男女が互いに人格・人権を尊重しあえるように、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の教育課程において指導及び助言を行う。	指導及び助言を実施した学校園の数／全学校園数	100	%	100	100
		人権学習教材等整備	人権教育課	学校園が行う授業研究やプログラム作成の際、「男女平等教育指導事例集」を活用することにより、よりよい男女平等教育の実践ができるように助言をするとともに、男女共生に基づく性教育の推進を図る。	学校園で「男女平等教育指導事例集」等を使用して、固定的な性別役割分担意識をなくし、一人ひとりの個性を認め合い尊重すること、セクシュアルハラスメントは個人の尊厳や人権を侵害するものであること等の学習を進めた。また、セクシュアルマイノリティについての学習を進めた。	男女の固定的役割分担をなくし、またセクシュアルマイノリティの立場にある子どもたちが、ありのままの自分を受け入れられる環境づくりとして男女平等教育を進めていく必要がある。	学校園で「男女平等教育指導事例集」等を使用して、固定的な性別役割分担意識をなくし、一人ひとりの個性を認め合い尊重すること、セクシュアルハラスメントは個人の尊厳や人権を侵害するものであること等の学習を進める。また、セクシュアルマイノリティについての学習を進め、男女平等な社会の実現に向けて取り組む。	「男女平等教育指導事例集」活用率	80	%	80	83
50 保育士、教職員等への意識啓発・研修の充実	保育士・教職員等に男女平等・男女共同参画意識の啓発をするとともに、男女平等・男女共同参画保育・教育に関する指導方法などの研修を充実させます。	(再掲)「人権を大切にする心を育てる」保育推進事業	こども施設課	「人権を大切にする心を育てる」保育を推進するための学習・研究を行い、児童に保育所(園)という生活の場を通じて伝えていく。	大阪保育子育て人権研究集会への参加。(各園1名とこども施設課1名の参加)	令和元年度から主な研修については教育センターに移管し、実施することとなった。大阪保育子育て人権研究集会へは今後も引き続き参加する。	大阪保育子育て人権研究集会への参加。(各園1名とこども施設課1名の参加)	大阪保育子育て人権研究集会への参加数	8	人	－	8
		(再掲)人権教育研修	人権教育課	人権研修の一環として人権教育実践交流会を年2回実施し、各学校園での男女平等・男女共同参画保育・教育に関する実践の交流を行い、取り組みの一層の充実を図る。	人権教育実践交流会を実施し、各学校園における人権教育の取り組みを報告・共有し、すべての教育活動を通じて人権が基盤となった取り組みを展開することの重要性について再認識するとともに、男女共生教育、性的マイノリティについても教育実践が報告された(年間2回　参加職員数90人)。	今後も男女共生、性の多様性等について教職員・指導主事等の人権意識の高揚と指導力の向上を図り、幼児児童生徒に対する人権教育の取り組みを充実させる必要がある。	人権教育実践交流会を実施予定(年間2回)。交流会では各学校園における人権教育の取り組みを報告・共有し、すべての教育活動を通じて人権が基盤となった取り組みを展開することの重要性について再認識する。各学校園での男女共生教育等に関する指導法などを交流することで、人権教育の取り組みを充実させていく。	人権教育実践交流会参加者数	64	人	61	90
51 家庭・地域における男女共同参画を促進するための学習機会の提供	家庭の教育力の向上をめざす上で、男女共同参画の視点を持って、こども会・PTA等各種団体を通じて保護者等に学習機会を提供します。	青少年育成支援事業	青少年課	地域社会において関係団体が密接に連携することで、青少年を取り巻く社会環境の改善や青少年育成に携わる保護者・育成者への啓発・情報提供等を図る。	住民懇談会の他、以下を開催した。 ・青少年健全育成八尾市民大会(参加者総数291人) ・家庭教育を考える市民集会(参加者総数184人)	関係団体と連携し、継続的に啓発活動を実施していく。また、市民大会や市民集会の内容について、青少年を取り巻く環境の変化に対応した講演等を検討する。	引き続き、地区において住民懇談会を実施していただくよう働きかけていく。また、市民大会や市民集会の内容の充実を図る。	青少年健全育成に関する地区住民懇談会の実施地区数	32	地区	25	28
		人権学習講座	生涯学習スポーツ課	市民の人権意識の向上を図るため、人権学習講座を開催する。	人権に関するテーマで講座を開催し、人権について考えるきっかけとなる場を提供した。	さまざまな人権について考えるきっかけを作ることができるよう講師等の情報収集が必要である。	人権に関するテーマで講座を開催し、人権について考えるきっかけとなる場を提供する。	実施回数	6	回	5	5

取り組み内容		該当事業等（取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元実績値
基本課題（8）様々な分野への男女共同参画の意識啓発												
施策17. 男女共同参画の意識啓発												
52 男女共同参画を推進する広報・啓発活動や情報提供	性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進するために、多様な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。また、図書資料等を活用し、男女共同参画に関する情報提供に努めます。	広報紙作成、市ホームページ等作成・管理、コミュニティFM放送事業	市政情報課	市政だより、市ホームページ、コミュニティFM放送（FMちゃお）など多様な広報媒体を活用し、積極的な市政情報等の発信を行う。	市政だよりに、女性のための相談情報と「じんけん」コーナーに啓発記事を掲載した（令和元年6・11月号（計2回））。 コミュニティFM放送（FMちゃお）において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザ（月3回：再放送含む）の中で放送した。	市政だよりでは、紙面の関係上、掲載量に制限が生じる。 コミュニティFM放送（FMちゃお）については、災害時における市民の情報取得媒体として、重要な役割を果たすことから、認知度の向上に加え、普段より聴取してもらえるよう、取り組む必要がある。	市政だよりに、女性のための相談情報と「じんけん」コーナーに啓発記事を掲載する。 コミュニティFM放送（FMちゃお）において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザの中で放送する。	市政だよりへの啓発記事掲載回数	2	回	2	2
		男女共同参画推進事業	女性活躍推進室	「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせたセミナー等の実施や、啓発リーフレットの配布など、さまざまな手法を通じた啓発に取り組む。また、市民実行委員との協働により、「八尾市はつらつフォーラム」を企画運営し、講演会を実施するなど、男女共同参画意識の醸成を図る。	男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画センター「すみれ」において啓発イベントを実施した。懸垂幕「男女共同参画社会をめざして」の掲出及び市役所本庁1階市民待合ロビー公告付き番号案内システムにおける啓発を行った。 また、八尾河内音頭まつりにおいてブースを設置し、男女共同参画に関する啓発を行った。	引き続き、市民の関心を喚起するような事業を企画するとともに、より多くの市民に参加いただくための広報等、効果的な周知を行い、男女共同参画について考える機会の提供を推進していくことが必要である。	懸垂幕「男女共同参画社会をめざして」の掲出。 市役所本庁1階市民待合ロビー公告付き番号案内システムにおける啓発。 男女共同参画センター「すみれ」が主体となったイベントの実施。 公民連携による情報発信事業において「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」にかかる啓発記事を掲載する。	男女共同参画週間講演会、はつらつフォーラム、人権啓発セミナーの参加者数	340	人	522	0
		男女共同参画に関して必要な資料等の収集と貸出	八尾図書館	市民が必要とする多様な資料を収集し、貸出等を通じて市民生活に必要な知識や情報を提供する。	八尾図書館を中央館とした市内4館及び移動図書館において、図書館サービスの提供 図書貸出点数 1,735,678点 実利用者数 39,927人	今後も地域や利用者などの課題やニーズを踏まえた資料・情報の収集・提供をさらに取り組んでいく必要がある。	八尾、山本、志紀、龍華、移動図書館において、図書館サービスを提供する。	市民一人あたりの図書館総蔵書数	4	冊	3	3
		（再掲）女性活躍の推進に係る情報発信（ホームページ・やおキラの発行等）	女性活躍推進室	・市ホームページにおいて女性活躍の推進に関するイベントやセミナー、取り組みなどの情報発信を行う。 ・本市で地域団体、NPO団体、起業等で輝く女性の紹介や、就労、子育て等に関する情報、市としての取り組みの紹介など、子育て世代をターゲットに女性活躍推進に係る情報紙を発行する。 ・市政だよりにて女性活躍推進に係る特集ページの掲載など、情報発信を行う。	男女共同参画センター「すみれだより」及び各分野で活躍する女性を紹介する「やおキラ」を発行するとともに、ホームページ、Facebookによる情報発信を行った。 また、防災をテーマに、校区まちづくり協議会等で活動する女性を中心とした交流会（やおキラ交流会）を開催し、活動の成果をリーフレットにまとめ情報発信した。	取り組みそのものの拡大・充実と、それらをより効果的に情報発信する仕組みが必要である。	地域等で活動する女性のつながりを広げる取り組みを進めることで活躍の輪を広げるとともに、男女共同参画センター「すみれ」における啓発活動等に加え、公民連携による情報発信により相乗効果を図る。	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合	40	%	37	38
施策18. 男性にとっての男女共同参画の推進												
53 男性の意識改革に向けた学習機会の提供	参加しやすい日時・内容などを工夫して、男性を対象とした男女共同参画についての学習機会を提供します。	男性を対象とした講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、参加しやすい日時・内容などを工夫し、男性を対象とした男女共同参画についての講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促すための講座を実施した。	類似の講座や取り組みが庁内及び関係機関で実施されていることを踏まえ、より効果的効率的に取り組みを推進する観点から、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。	取り組みの趣旨に合致する庁内及び関係機関の講座等を集約し、公民連携により効果的に情報発信することで、全庁的な男女共同参画にかかる取り組みの促進につなげる。	すみれの講座参加者数	890	人	913	659
		（再掲）子ども・若者の居場所づくり提案事業	青少年課	家庭の子育て力を高め、子育てしやすい環境の充実を図るために、申請団体が、自主的に計画・実施する子育て支援活動等で、父親の子育てへの参画を促進する取り組みや次代の親を育成する取り組みに対して助成金を交付する。	父親の子育てへの参画を促進する取り組み1件に対し、助成金を交付し、父親と子どもの関係を深める取り組みや、子育てに積極的に参加する父親のネットワークづくりに寄与する取り組み等を実施した。	八尾市こどもいきいき未来計画の重点課題である「若者・青少年支援」に注力するため、「八尾っ子元気・やる気アップ提案事業」から名称変更し、青少年課への事業移管を行う。	父親の子育てへの参画を促進する取り組みに対し、助成金を交付する。	取り組み助成件数	8	件	3	1
		（再掲）事業所向け普及啓発	労働支援課	八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、男女共同参画についての普及啓発に取り組む。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。	八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用など多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。	市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施する。また、勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架することで、加入促進及び啓発を行う。	八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数	188	事業所	134	132
施策19. 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上												
54 市の刊行物等の表現の配慮	市の情報発信において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立ったよりよい表現を推進します。	（再掲）広報紙作成、市ホームページ等作成・管理 、コミュニティFM放送事業	市政情報課	市政だより、市ホームページ、コミュニティFM放送（FMちゃお）等において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現を用いる。	市政だよりに、女性のための相談情報と「じんけん」コーナーに啓発記事を掲載した（令和元年6・11月号（計2回））。 コミュニティFM放送（FMちゃお）において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザ（月3回：再放送含む）の中で放送した。	市政だよりでは、紙面の関係上、掲載量に制限が生じる。 コミュニティFM放送（FMちゃお）については、災害時における市民の情報取得媒体として、重要な役割を果たすことから、認知度の向上に加え、普段より聴取してもらえるよう、取り組む必要がある。	市政だよりに、女性のための相談情報と「じんけん」コーナーに啓発記事を掲載する。 コミュニティFM放送（FMちゃお）において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザの中で放送する。	市政だよりへの啓発記事掲載回数	2	回	2	2
		市の刊行物における男女共同参画の視点に立った表現の推進	女性活躍推進室	ポスター、チラシ等の刊行物は、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現を用いて、作成する。	女性活躍推進室で実施する講演会等のポスター、チラシの作成の際に、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現となるよう留意し、作成した。 男女共同参画推進員を通じて、各課に働きかけた。	男女共同参画推進員を通じて、市の刊行物について各課に働きかけるなど、周知が必要である。	引き続き、ポスター、チラシ等の刊行物は、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現を用いて作成する。	人権政策課で作成する刊行物等の表現等を確認した割合（確認した件数／刊行物を作成した件数）	100	%	100	100
55 メディア・リテラシーの向上のための学習機会の提供	メディア・リテラシーの向上をめざし、情報に対する判断力や情報の活用力を高めるための講座を開催します。	メディア・リテラシーに関する講座	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれ」において、メディア・リテラシーの向上をめざし、情報に対する判断力や情報の活用力を高めるための講座を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、メディア・リテラシーに関する講座を実施した。	参加者が7人と少なく、広く市民に対し啓発することにつながらなかった。より効果的効率的に取り組みを推進する観点から、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。	取り組みの趣旨に合致する庁内及び関係機関の講座等を集約し、公民連携により効果的に情報発信することで、全庁的な男女共同参画にかかる取り組みの促進につなげる。	すみれの講座参加者数	890	人	913	659
56 青少年健全育成のための情報点検	家庭・学校・地域・行政が一体となって、人権尊重・男女平等の視点から有害なコミックやポルノ、インターネット上の有害サイトなどに子どもが接しないよう、点検に努めます。	（再掲）青少年育成支援事業	青少年課	「少年を守る日・家庭の日」の運動など関係団体との連携のもと、市民と協働し、啓発活動を行う。また、青少年指導員が定期的に地域の巡回を行い、青少年が安心して活動や生活できる環境づくりに貢献する。	青少年指導員403名が各地域の巡回を行い、青少年の環境づくりに貢献した。また、家庭や店に対し、こども110番の家の取り組みへの協力を依頼し、こども達の緊急時の避難場所の確保に尽力した。	こども110番の家・店の一層の増加を図る。	引き続き、青少年指導員による巡回、こども110番の家の取り組みを推進し、青少年が安心して活動・生活できる環境づくりに取り組む。	昼間（毎週月・金曜日）、夜間（毎週火・木曜日）の街頭活動実施回数	104	回	104	104

取り組み内容		該当事業等 （取り組み項目）	担当課	事業内容	R元年度実績	R元末での課題	R2年度の取り組み	指標の定義	目標値	単位	H30	R元 実績値
基本課題（9）地域における男女共同参画の推進												
施策20. 地域における男女共同参画の推進												
57　地域活動における男女共同参画の推進	性別による固定的な役割分担に基づく慣習や慣行を見直し、性別や年代にかかわらず、積極的に地域活動に参加できる取り組みを進めます。また、地域で活動する団体が、男女共同参画の視点を持って取り組めるよう、働きかけます。	（再掲）男女共同参画出前講座	女性活躍推進室	企業や地域団体等における女性の活躍を促進するため、地域団体等が主催する研修会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施する。	男女共同参画センター「すみれ」において、出前講座を9回実施した。	利用状況を分析し、取り組みの効果検証が必要である。	効果的・効率的な働きかけの手法を検討する。	男女共同参画出前講座開催回数	5	回	5	9
		地域活動における男女共同参画推進の啓発	コミュニティ政策推進課	地域で活動する団体等の会議等において、地域活動における男女共同参画推進の啓発を行う。	校区まちづくり協議会連絡会において、積極的な女性役員登用を促す声かけを行うことで、地域活動における男女共同参画推進の啓発を行った。 また、地区自治振興委員長・地区赤十字奉仕団連合分団長へ、各委員長(分団長)の交代の報告書の提出を依頼する際、積極的な女性委員登用を促すことで、活動における男女共同参画推進の啓発を行った。	・今後も啓発等を通じて地域活動における男女共同参画を促していく必要がある。	(事業の続行)今後も引き続き、積極的な女性委員登用を促していくことで、地域活動における男女共同参画を進める。	会議等における啓発回数	2	回	2	2
		（再掲）女性活躍の推進に係る情報発信（ホームページ・やおキラの発行等）	女性活躍推進室	・市ホームページにおいて女性活躍の推進に関するイベントやセミナー、取り組みなどの情報発信を行う。 ・本市で地域団体、NPO団体、起業等で輝く女性の紹介や、就労、子育て等に関する情報、市としての取り組みの紹介など、子育て世代をターゲットに女性活躍推進に係る情報紙を発行する。 ・市政だよりにて女性活躍推進に係る特集ページの掲載など、情報発信を行う。	男女共同参画センター「すみれだより」及び各分野で活躍する女性を紹介する「やおキラ」を発行するとともに、ホームページ、Facebookによる情報発信を行った。 また、防災をテーマに、校区まちづくり協議会等で活動する女性を中心とした交流会（やおキラ交流会）を開催し、活動の成果をリーフレットにまとめ情報発信した。	取り組みそのものの拡大・充実と、それらをより効果的に情報発信する仕組みが必要である。	地域等で活動する女性のつながりを広げる取り組みを進めることで活躍の輪を広げるとともに、男女共同参画センター「すみれ」における啓発活動等に加え、公民連携による情報発信により相乗効果を図る。	女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合	40	%	37	38
58　防災における男女共同参画の推進	地域における生活者の多様な視点を反映した地域の防災力の向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた防災の取り組みを進めます。	指定避難所における女性職員の配置	危機管理課	避難所生活における、「女性への被害」や「男女ニーズの違い」などを配慮をするために、開設時から女性職員が参画することで、男女共同参画の視点や意見を取り入れた避難所運営体制を確立する。	避難所開設員の女性割合向上に努めた。 地域における情報提供等の機会があるごとに、女性の視点や意見を取り入れた避難所運営について啓発を実施した。	事業の実現に向け、年代や性別を問わず多くの方の防災意識を向上するための効果的な方法の確立。	年代や性別を問わず多くの方の防災意識を向上するため、効果的な方法を模索しながら、今年度も継続して取り組みを進める。	指定避難所における女性職員の配置割合【女性職員が配置されている指定避難所／指定避難所（48ヶ所）】	100	%	54	50
		女性の防災知識向上	危機管理課	災害対応について男女共同参画の視点から訓練や講演会等を実施し、女性の防災知識の向上及び災害時における女性の参画を推進する。	防災をテーマに、校区まちづくり協議会等で活動する女性を中心とした交流会（やおキラ交流会）を開催し、男女のニーズの違い、女性の視点をはじめ、多様なニーズに配慮した 「みんなにやさしい避難所」づくりについて意見交換するとともに、防災知識の向上につなげた。	事業の実現に向け、年代や性別を問わず多くの方の防災意識を向上するための効果的な方法の確立。	年代や性別を問わず多くの方の防災意識を向上するため、効果的な方法を模索しながら、今年度も継続して取り組みを進める。 ※訓練や危機管理・防災講演会については社会情勢を踏まえた上で実施を検討する。	訓練や講演会等への女性の参加人数 【危機管理課が実施・参加する訓練や講演会】	2,000	人	1,064	1,107
59　防災分野における女性の参画拡大	地域における災害発生時の防災体制強化を図るため、青年層の入団、また女性団員の入団を促進するとともに、女性団員に配慮した活動環境の充実を図ります。また、女性消防吏員の交替制勤務従事に必要な環境整備及び能力開発を積極的に図り、女性消防吏員の職域を拡大します。	女性消防吏員就業率の向上	消防総務課	女性消防吏員が24時間交替制勤務に従事できるよう、仮眠室、便所、更衣室等必要な施設を整備するとともに、能力開発を積極的に図り、女性消防吏員の職域を拡大する。	同所属に偏って勤務することがないよう消防本部・消防署間等の人事異動を行い、職域拡大を図った。 産前産後休暇及び育児休業など子育て支援策の拡充を進め、さらに女性職員に対し緊急参集要員の免除を図った。	R元年度実施の消防職員採用試験では、女性の有効受験者数が7人であったが、採用に至らなかったため、女性消防吏員の就業率増にはつながらなかった。今後も、女性の受験者数を維持する必要がある。	女性消防吏員の増加に向け、採用試験実施の周知等に努める。 女子学生向けの職場説明会等へ積極的に参加し、採用試験における女性の有効受験者数の増加に努める。	女性消防吏員の就業率（女性消防吏員総数/消防吏員定数）×100	5	%	2	2
		女性消防団員による各種救命講習会への参画	警防課	応急手当指導員の資格を活かし、消防署等が実施している各種救命講習会に指導員として参画する。	前年度の課題であった、活動が集中する時期においての負担軽減を図るため、役割分担を行い効率的に活動できた。	参加団員の偏りがみられた。	消防署等が実施している各種救命講習会に指導員として積極的に参加する。	各種救命講習会参加回数	5	回	8	6
基本課題(10)男女共同参画推進の拠点の充実												
施策21. 男女共同参画推進の拠点の充実												
60　講座・セミナー等の開催	男女共同参画を身近な問題としてとらえ、男女共同参画意識の高揚を図るための講座やセミナー等を開催します。	男女共同参画センターの講座	女性活躍推進室	男女共同参画を身近な問題としてとらえ、男女共同参画意識の高揚を図ることをめざした講座や女性の活躍を促進する講座等を開催する。	男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 年間計41回	類似の講座や取り組みが庁内及び関係機関で実施されていることを踏まえ、より効果的効率的に取り組みを推進する観点から、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。	取り組みの趣旨に合致する庁内及び関係機関の講座等を集約し、公民連携により効果的に情報発信することで、全庁的な男女共同参画にかかる取り組みの促進につなげる。	すみれの講座参加者数	890	人	913	659
61　男女共同参画を推進する団体等の育成と支援	男女共同参画の視点を持って活動する団体等に情報や学習機会を提供し、活動の活性化が図られるよう支援します。	（再掲）男女共同参画出前講座	女性活躍推進室	企業や地域団体等における女性の活躍を促進するため、企業等が主催する研修会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施する。	男女共同参画センター「すみれ」において、出前講座を9回実施した。	利用状況を分析し、取り組みの効果検証が必要である。	効果的・効率的な働きかけの手法を検討する。	男女共同参画出前講座開催回数	5	回	5	9
62　男女共同参画に関する情報収集・提供の充実	広く市民に男女共同参画の意識啓発を促すため、男女共同参画に関する情報や関連図書を充実します。	男女共同参画センター「すみれだより」の発行	女性活躍推進室	男女共同参画センター「すみれだより」を発行し、男女共同参画に関する取り組みや事業に関すること、男女共同参画センターで行っている講座のご案内や報告など、さまざまな情報を発信する。	男女共同参画センター「すみれだより」を年4回発行し、公共施設への配架や講座参加者への配布、イベント開催時に配布するなど男女共同参画に関する情報提供をおこなった。 Facebookなどを活用して周知に努めた。	手法を工夫し、男女共同参画センター「すみれ」の周知を図る必要がある。	男女共同参画センター「すみれだより」やホームページを活用した情報発信に加え、公民連携による情報発信を実施することでより相乗効果を図る。	男女共同参画センター「すみれだより」の発行回数	12	回	4	4
		男女共同参画に関する図書の貸出	女性活躍推進室	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する図書の貸出を行う。	男女共同参画センター「すみれ」において、図書の貸し出しを行った。新着図書については、「すみれだより」に掲載し、本の紹介を行った。	「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に、テーマに合わせた関連図書を展示するなど、周知方法を工夫し、意識喚起につなげていく必要がある。	引き続き男女共同参画に関する図書の充実を図るとともに、配架等を工夫し。利用しやすい環境整備を行う。 男女共同参画週間等にあわせてブックフェアを開催する。	図書の貸出年間冊数	400	冊	349	415
63　相談事業の充実	男女共同参画の視点に立ったさまざまな悩み等に対する相談事業を充実します。	女性相談（面接）	人権政策課	女性の取り巻く問題の解決援助、支援を図るため、相談員による面接相談を行う。	男女共同参画センター「すみれ」における女性相談（面接相談）の実施件数（221件）	女性相談においては、引き続き広報や、啓発カードなどの配架等により相談窓口の周知を図る必要がある。 また、DV等被害者への対応については、ドメスティック・バイオレンス対応連絡会等を通じて関係各課・機関と連携するなど、より一層迅速かつ的確な支援を行うため、被害者ニーズに沿った相談支援体制の充実を図る。	女性相談においては、夫婦関係やこころに関する相談が多く、さまざまなストレスを抱える女性からの相談に対応するためには、引き続き広報や、啓発カードなどの配架等により相談窓口の周知を図る。 また、相談枠数を264枠から312枠へ増やす。	面接による相談実施回数	210	回	189	221